

## 令和6年度 富山県いじめ再調査委員会 次第

日 時：令和7年3月24日（月）

13:30～15:00

場 所：県民会館707号室

1 挨拶 富山県理事・経営管理部次長

2 説明事項

- ・富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
- ・他県における再調査等の状況について

3 意見交換

4 その他

### 【配付資料】

資料1 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

資料2 「いじめのない学校づくり」8つの基本方策  
基本方策の具体的な実践事例

資料3 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート  
「いじめ事案初期対応」実践フローチャート活用マニュアル

資料4 SOSの見つけ方・受け止め方<事例集>

資料5 いじめの重大事態が発生した場合の調査について

資料6 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定の概要

資料7 他県における再調査等の状況について

参考資料1～8 別冊

令和6年度 富山県いじめ再調査委員会 座席表

日時 令和7年3月24日(月)

13:30~15:00

場所 県民会館707号室

委 員 長

議 長

伊 藤 智 樹 委 員

森 昭 憲 委 員

嶋 野 珠 生 委 員

山 本 妙 委 員

村 上 満 委 員

(五十音順)

岡 本  
主  
幹  
坂 林  
理 事  
水 上  
課 長  
安 田  
主  
幹

事 務 局

報道関係席

## 富山県いじめ再調査委員会 委員名簿

令和7年3月24日現在

氏 名	役 職 等	備 考
伊 藤 智 樹	富山大学人文学部人文学科教授 富山大学大学院学術研究部人文科学系（人文学部社会文化コース（社会学））教授	
嶋 野 珠 生	富山短期大学幼児教育学科教授 富山県公認心理師協会会長 公益財団法人とやま被害者支援センター理事	
村 上 満	富山国際大学子ども育成学部教授 社会福祉士 精神保健福祉士	
森 昭 憲	富山県リハビリテーション病院・こども支援センター 小児科部長(児童精神)、精神科部長、心理療法科長	
山 本 妙	いみず法律事務所 富山県弁護士会子どもの権利委員会委員	

任期:R6.4.1～R8.3.31

(五十音順)

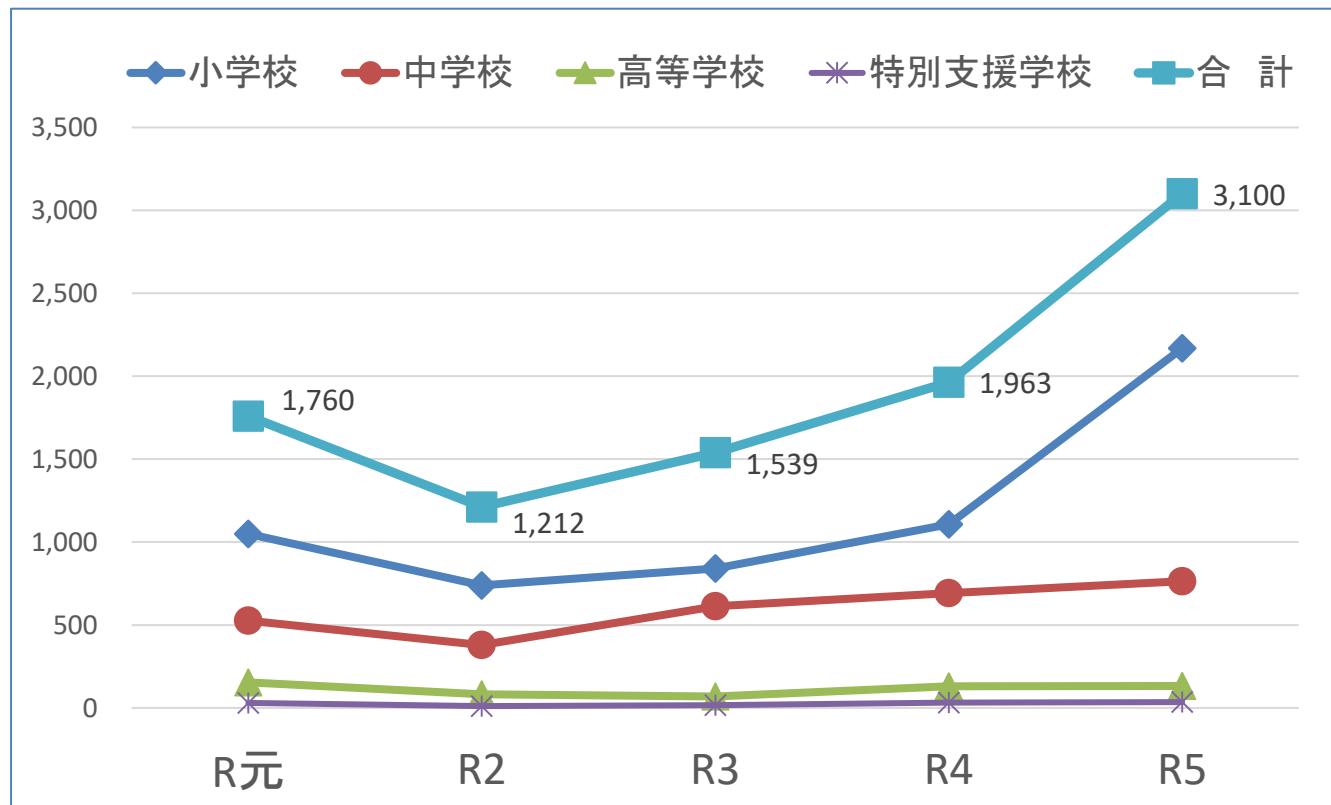
## 令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

令和6年10月  
富山県教育委員会小中学校課  
富山県経営管理部学術振興課

## ■いじめ認知件数

(県内国公私立学校分)

校種		年度	R元	R2	R3	R4	R5
小学校	県	件数	1,049	739	841	1,107	2,168
中学校	県	件数	526	379	612	693	764
高等学校	県	件数	154	83	69	131	133
特別支援学校	県	件数	31	11	17	32	35
合 計	県	件数	1,760	1,212	1,539	1,963	3,100
		1,000人当たり	16.5	11.6	15.1	19.6	31.6
	国	1,000人当たり	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9



# =「いじめのない学校づくり」8つの基本方策=

資料2

富山県教育委員会

## 方策1

### 教職員と児童生徒、児童生徒相互の良好な人間関係づくりの推進

日頃の触れ合いを通して、児童生徒一人一人のよさや可能性を積極的に見付け、児童生徒の理解を深める。また、児童生徒が互いのよさや違いを認め合い、支え合う機会を設定し、自己存在感や自己有用感を高める。



## 方策2

### 「SOSの出し方に関する教育」の推進

不安や悩みを抱えたときに、速やかに周囲に助けを求めることができるようになる。また、助けを求められたときに、周囲の大人に伝えるなど、必要な支援につなぐことができるようになる。



## 方策3

### 「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の活用

いじめ対応ハンドブックの活用を通して、地域と関係諸団体、学校がいじめ問題について共通の認識をもち、連携を図りながら、地域ぐるみでいじめ問題に対応する。



## 方策5

### チームによる校内支援体制の充実

学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の教育相談コーディネーターを中心に、専門家や関係機関等との連携を図り、いじめ問題の解決に向け、校内のチームによる支援体制を構築する。

## 子供が安心して学校生活ができる

### 【重点1：未然防止】

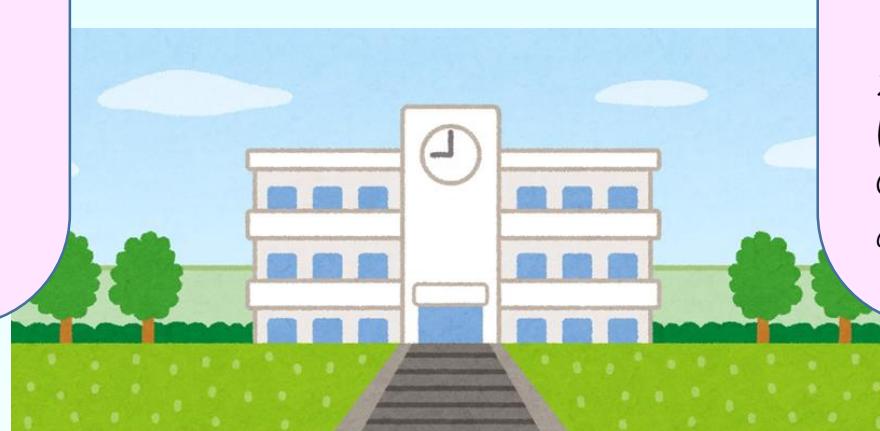
いじめの未然防止として、いじめが起きにくい学校、学級の雰囲気をつくる。

### 【重点2：早期発見・対応】

いじめを早期に発見し、重大な事態になる前に、早期かつ適切に対応する。

### 【重点3：再発防止】

いじめ解消後にも、組織的に十分な見守り等の支援を続け、再発防止に努める。



## 方策7

### 「学校ネットルールづくり」の推進

児童会や生徒会が中心となって、子供がルールの見直しを含むネットルールづくりに主体的に取り組むことで、ネット利用について、自分の問題として考える機会をつくる。



## 方策4

### 「24時間いじめ相談電話」等の相談機関の周知

悩みを抱えたときに、外部の専門機関等に相談できるよう、相談機関等の周知の徹底を図る。

#### 【相談機関の例】

- ・24時間子供SOSダイヤル
- ・ヤングテレホンコーナー
- ・ワンストップ支援センター等



## 方策6

### 「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー」等の専門家の活用

外部の専門家を活用して、問題を抱えた子供の心のケアや、置かれた環境に働きかける。また、法的な側面からの適切な助言を受けるなどして、いじめ問題に適切に対応する。



## 方策8

### 「ネットトラブル防止等研修会」等の実施

ネットトラブルに詳しい専門家を講師に招いて、最新のネット事情や対処方法等に関する研修会を実施するなど、未然防止や学校の対応力の向上、保護者への啓発を図る。



# 基本方策の具体的な実践事例

(実践事例を参考に、学校いじめ防止基本方針に基づき、学校の実情に応じて実施してください。)

## 方策 1

### 教職員と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係づくりの推進

#### ○あらゆる機会を捉えた人間関係づくり

- ・教職員は、授業をはじめ普段の学校生活における子供の活動の様子などを観察し、そのことを教職員同士で共有するとともに、肯定的な言葉がけによって、子供が自己存在感や自己有用感を感じられるようにする。

#### ○異年齢の交流活動やボランティア活動の実施

- ・異年齢の交流活動を実施する場合には、年間計画を立てて、例えば、月に1回、6年生と2年生、5年生と1年生、4年生と3年生の組合せで行う。また、主体的に取り組む活動となるように、その活動の計画や振り返りの時間を確保する。

活動例：縦割り清掃活動  
地域清掃ボランティア活動 等

## 方策 2

### 「SOSの出し方に関する教育」の推進

#### ○SOSの出し方に関する授業等の実施

ねらい：不安や悩みを抱えたとき、相談することの心理的抵抗感について考えることで、必要なときには相談するとよいことを理解する。

展開：①Aさんが悩みを相談できない理由を(a) (b)に記入し、グループで話し合う。

②Aさんが誰かに相談すると、どんなよいことがあるか話し合い、グループ等で意見を共有する。

③悩んでいるAさんにどのような言葉がけをするか考え、グループ等で話し合い、意見を共有する。



## 方策 3

### 「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の活用

#### ○ハンドブックを用いた校内研修の実施

##### (例1) 読み合わせ

- ・法に基づいたいじめの認知と対応について、認識と理解に努める。
- ・対応方法の共通理解を図り、組織的対応の強化を図る。

##### (例2) グループ討議

- ・研修資料「ケースに学ぶ」(p49～)を用いた討議をし、様々な視点から、見立てや手立てについて、教員同士で話し合う。また、話し合ったことをグループ内で共有し、理解を深める。



##### (例3) 若手教員の研修資料として活用

- ・学校の基本的対応の方針や流れを確認する。
- ・一人で抱え込まないように組織的対応の大切さを認識する。

## 方策 4

### 「24時間いじめ相談電話」等の相談機関の周知

#### ○児童生徒に対して

- ・相談窓口を示す啓発カード等を児童生徒に配付するときには、相談することの大切さや相談機関の情報（相談方法、受付時間等）を一言添えて配付する。

- ・学校に配付されている主な相談専門機関一覧表等を児童生徒がいつでも確認できるように、目につきやすい場所に掲示する。

#### ○保護者に対して

- ・保護者懇談会やPTA行事等、保護者が来校するときに主な相談専門機関一覧表等について配付し、専門機関等の周知を図る。

## 方策 5

### チームによる校内支援体制の充実

#### ○教育相談コーディネーターの役割

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家との連絡調整、学校内及び関係機関等との連絡調整、ケース会議の開催に係る連絡調整等を担当する教員を位置付ける。

#### <チームによる支援>

- ①ケース会議を行い、支援策を確認する。
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携する。
- ②チームによる支援の実践
  - ・情報の収集と分析から、アセスメント（見立て）を行い、目標や支援策を検証し、決定する。
- ③子供の反応や変化を定期的に確認・検証する。
  - ・状況に応じて支援策を具体的に修正する。

## 方策 6

### 「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー」等の専門家の活用

#### ○専門家の職務に関する理解の促進

- ・スクールカウンセラー(SC)  
子供や家族の抱える悩み、不安等の心の問題を改善、解決していく心の専門家
- ・スクールソーシャルワーカー(SSW)  
家庭等の環境に働きかけ、よりよい教育環境づくりのためにネットワークを築く社会福祉の専門家
- ・スクールロイヤー(SL)  
子供の最善の利益を念頭に置きつつ、法的観点から学校に助言を行う弁護士

#### ○専門家との連携の促進

- ・教職員の連携についての理解  
それぞれの専門性を生かした分担や連携の実施
- ・児童生徒や保護者への周知  
学校だよりや各学校のホームページ等を通じ、SC及びSSWによる支援を実施していることを周知

## 方策 7

### 「学校ネットルールづくり」の推進

#### <ネットルールづくりの取組(中学校、高等学校の例)>

#### 取組の手順

- ①実行委員会の決定
  - ・生徒会執行部と各学年代表で構成
- ②アンケートの実施
- ③「学校ネットルール」原案作成
  - ・アンケートの集計結果から、実態の分析・意見交換を通して作成する。
- ④学級会による「学校ネットルール」の検討
  - ・各学級で原案に具体的なルールを加える。
- ⑤「学校ネットルール」の決定・発表会
  - ・実行委員会が各学級の意見を踏まえ決定する。
  - ・全校集会で提示する。
- ⑥「学校ネットルール」の見直し
  - ・3年毎に見直しの取組を行う。

## 方策 8

### 「ネットトラブル防止等研修会」等の実施

#### 具体的な内容

下記の研修会等の活用をはじめ、専門家に最新ネット事情について講演をしてもらうなど、ネットトラブル防止対策の推進を図る。

- (1) e-ネット安心講座  
児童生徒、保護者、教職員を対象としたネットトラブル防止啓発研修会
- (2) e-ネットキャラバンPlus  
保護者、教職員を対象とした、ネットトラブル防止啓発に加え、フィルタリング設定について説明する研修会
- (3) インターネット安全教室  
IPA独立行政法人情報処理推進機構が主催し、教育関係者、児童生徒を対象としたインターネットの安全利用について説明する研修会

# 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

富山県教育委員会



は、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」の該当ページ



授業中や休み時間、部活動等の子供の様子で、気になる項目があれば、○で囲みましょう。



気になる事案： 表情が暗い 一人でいる 保護者からの訴え 友人関係の変化 からかいの対象 本人からの相談  
頻繁に体調不良を訴える 同僚からの情報 登下校の様子 その他（ ）

具体的な姿：【 】

いじめかも？

ポイント！

気になる事案があれば、すぐに周りの先生（学年主任、生徒指導主事、管理職 等）に伝え相談する！

法に基づいた対応の実施

P2-5

相談相手

□管理職 □学年主任 □担任 □学年所属 □生徒指導主事 □相談担当 □養護教諭  
□部活動顧問 □授業担当等 □SC、SSW等 □その他（ ）

## 組織で対応

情報の共有

教職員のもっている様々な情報を共有

学校いじめ対策組織

- ・保健室では…
- ・部活動では…
- ・休み時間には…

□管理職 □学年主任 □担任 □学年所属 □生徒指導主事 □相談担当 □養護教諭  
□部活動顧問 □授業担当等 □SC、SSW等 □その他（ ）

- ・中心的な役割を担う者（コーディネーター）を決定する。
- ・それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有し、事案の内容を掘り下げる。
- ・事案を見立てるために子供からの情報収集の仕方について検討する。

ポイント！

関係する子供から聞き取る内容について検討し、情報を収集する。

事実の確認

いじめの内容、きっかけ、日時、場所、人数等を確認

- いつ どこで 誰が 何を なぜ どのように

P10

ポイント！

事実確認と併せて心のケアも心掛ける。

- いじめられている子供へ  
・絶対に守り通すという気持ちを伝える。

- いじめている子供へ  
・言い分を聞き、被害者のつらい気持ちを考えさせる。  
・いじめは絶対に許されないことを理解させる。
- 周囲にいる子供へ  
・いじめを誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

P12-14

P36-41

情報の集約・方針検討

事実を見立て、具体的な対応策を組み立て、チームで役割を分担

- 事案の見立て → いつ どこで 誰が 誰に 何について どのように

P10

ポイント！

必要に応じて、スクールロイヤー等の専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

- いじめられている子供の保護者へ  
・徹底して守り通すことを伝える。  
・心理や福祉等の専門家の協力を得ることができるなどを伝える。
- いじめている子供の保護者へ  
・迅速に事実関係を伝え、理解と納得を得る。  
・保護者と連携して以後の対応ができるよう協力を求める。

P14

方針決定

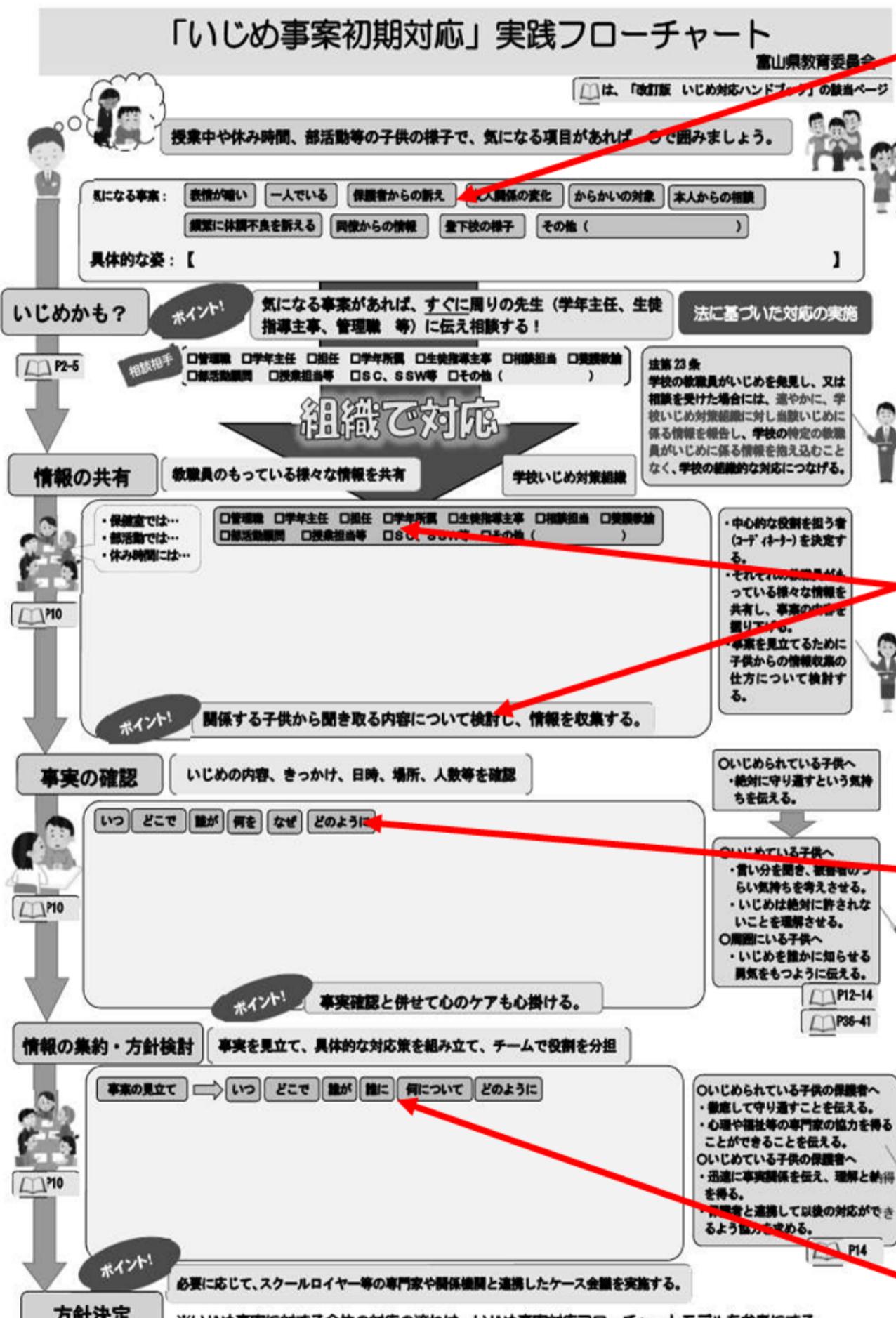
※いじめ事案に対する全体の対応の流れは、いじめ事案対応フローチャートモデルを参考にする。

# 「いじめ事案初期対応」実践フローチャート

## 活用マニュアル

「いじめかも？」と感じた場面で、実際に書き込みながら、組織での対応を進めていきます。

※校内研修の場合は、過去の事例等をもとに進めていきます。



### ステップ1

- 子供たちの普段の様子の中で、気になる項目に○をつける。

※校内研修では、過去の事例等を活用して提案者が○をつける。

学年主任等に相談することから、組織での対応が始まります。

### 法に基づいた対応の実施

### ステップ2

- それぞれの教職員がもっている様々な情報を共有する。
- 児童生徒からの情報収集の仕方を検討する。

※校内研修では、事前に割り振った役割(担任等)からの意見を出し合う。

### ステップ3

- いじめられている子供から、十分な聞き取りを行う。
- いじめている子供が複数いる場合は、役割分担し、一斉に聞き取る。
- 5W1Hを明らかにさせる。

※校内研修では、「改訂版 いじめ対応ハンドブック」を活用し、子供との面談テクニックについて理解を深める。

### ステップ4

- 解決に向けて、チームで役割分担をする。
- 必要に応じて、専門家や関係機関と連携したケース会議を実施する。

※校内研修では、過去の事例等における関係機関等との連携について、参加者で検討する等、工夫を行なう。

このシートは、個人の記録用紙として活用する他に、チームで共有できている内容を確認するために、話し合った内容を整理した記録用紙としても活用できます。

# 概要版

## SOS の見つけ方・受け止め方 <事例集>

- 第 1 集 — (心を見せない・心が見えない) 編
- 第 2 集 — (反発・自傷行為・自殺企図) 編
- 第 3 集 — (漠然とした不安・ストレスの蓄積) 編
- 第 4 集 — (家庭環境・親子関係) 編
- 第 5 集 — (自己理解・子供理解) 編
- 第 6 集 — (周りから期待される子) 編

\*富山県教育委員会では、SOSの出し方教育に併せ、教員を含めた大人側のSOSの受け止め方の重要性から、令和5年度に「SOSの見つけ方・受け止め方事例集」(全6集)を作成した。いじめや不登校等、生徒指導上の諸課題に対し、学校が組織的な指導・援助を行うとともに、課題の未然防止や早期発見・早期対応につながるよう、県内すべての小学校、中学校、義務教育学校に配付した。

### <事例集の一部抜粋>

#### 事例

#### 見つめる瞳が語るもの

小学校5年生のBさんには、休み時間に一緒に過ごす友達が数人いた。しかし、2学期末からその友達と過ごすことがつらくなり、腹痛になることがあります、保健室に行くことも多く、休みがちになった。①

保健室では、養護教諭から話しかけられても視線を少しずらし、言葉少なに答えた。養護教諭は、Bさんが帰る際に短く話しかけるようにしていた。6年3学期になり、Bさんは養護教諭の顔をじっと見つめて話を聞くようになった。②

卒業式の日、保健室から式を見た。式後、担任を待つ間、Bさんの目には次第に涙があふれ、止まらなくなった。しばらくして担任からBさんは卒業証書を受け取った。保護者が感謝の言葉を先生に言うようBさんに言ったが、Bさんは何も言わず泣き続けた。③

#### ここがポイント！

**①**身体症状の現れは児童生徒に何らかの問題を抱えていると捉える視点が必要。(感情を出せない、SOSへの感受性)  
**②**話をしっかりと聞いてくれたことに「～してくれて(～できて)うれしい」というアイメッセージで認め、子どもに自分の気持ちを語らせるきっかけとする。

(日常の観察、信頼関係の構築)

**③**Bさんと保護者の関係性等の状況から、子どもの気持ちを推察していくことも大切。

(耳・目・心で傾聴)

## 事例

### 「家に帰りたい」と言った真意

Eさんは、高校1年の5月から体調不良を訴え、早退、欠席が見られるようになった。そのため、Eさんと担任や相談担当が面談を行ったが、Eさんは、自分の悩みを話すことはなかったため、困っている内容は分からなかった。しかし、「今後困ったことがあるときには、いつでも相談してほしい。」と声を掛けた。

9月頃から別室登校をするようになるが、登校してすぐに「家に帰りたい。」と言い出し、早退が続いた。①そのときは、自分勝手な言動だと感じて対応していた。

2年生になっても、別室登校が継続したが、別室で過ごすことで、突然の早退は徐々になくなっていた。別室登校の同級生とも仲よくなり、一緒に勉強したり、会話をしたりするようになり、柔らかな表情で過ごすようになった。

高校2年の2学期頃、「家に帰りたかったのは、両親が家庭内別居していたため、両親が仕事でいない時間帯に下校し、一人で過ごしたかったから。」と、Eさんが家庭の悩みを少しずつ別室で話すようになり、落ち着いた生活が見られるようになった。②

## ここがポイント！

①「家に帰りたい」という言動には、本人の家庭での悩みが隠れていた。本人のSOSとして捉える視点が必要であった。

(SOSへの教員の感受性)

②本人が別室登校を続けるなかで、生徒や教員との人間関係づくりを焦らず行った。本人と教員との信頼関係が築けることで、本人が悩みを相談できるようになっていた。

(信頼関係の構築)

## 事例

### 親からの期待に悩むCさん

Cさんは一人っ子で、両親からの勧めで、小学校時、習い事の他、茶道やピアノ、珠算、水泳等の習い事に通い、毎日忙しい家庭生活を送ってきた。①

中学校入学当初、社交的なCさんは友人も増え、授業にも意欲を示していた。また、「テストでよい点を取るぞ。」と話していた。しかし、多動傾向のあるCさんは、学習内容が進むにつれ集中力が低下し、自分が興味のない授業では、貧乏搖すりや手遊び等が目立つようになった。②成績はどの教科も下がる一方となり、「勉強なんかやっても無駄だ。」と投げやりな言葉を口にするようになった。

ある日、Cさんは担任の側に近寄り、疲弊感を募らせたような表情で「もうボロボロ…」とつぶやいた。さらに、自分の能力以上の結果を求める両親への不満を独り言のように話した。

その後、Cさんは、教室で級友と交流しようとする意欲が減退し③、別室登校をしながらエネルギーを蓄えるようになった。

## ここがポイント！

①担任と保護者で習い事等の情報共有を行うことが重要。

(家庭との情報共有)

②Cさんの特性や行動の変化に気付いた時点でケース会議等を開き支援方針等を決め、両親が状況を理解するよう、本人に寄り添った支援をチームで行っていくことが大切。

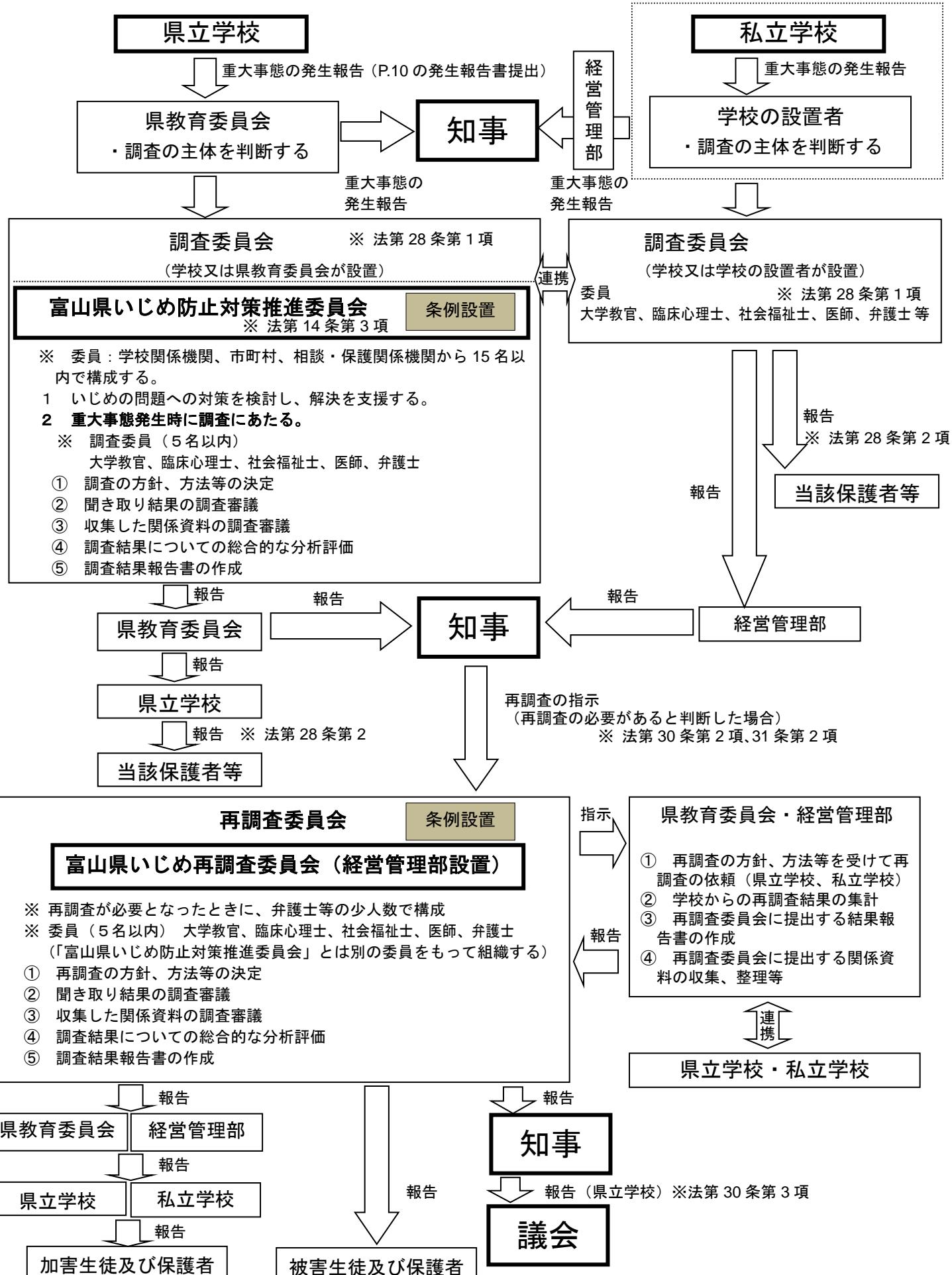
(チーム対応)

③Cさんの疲弊感を軽減できるよう、SC等と協力し、組織として両親と対話を進めることが大切。

(子供の成長を願う、保護者との対話は、組織で対応)

## 【いじめの重大事態が発生した場合の調査について】

## いじめ防止対策推進法：「法」と記載



# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

資料 6



## 背景

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成
  - 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。
- ⇒今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

## ○重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えを記載【第2章】

- 全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

## ○学校等のいじめにおける基本的姿勢を追記【第3章】

- 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

## ○児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応について追記【第4章】

- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起こり得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

## ○第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者を例示【第6章】

- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

## ○（加害児童生徒を含む）児童生徒等への事前説明の手順、説明事項を詳細に説明【第7章】

- 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

## ○重大事態調査で調査すべき調査項目を明確化【第8章】

- 標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- 調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

- （その他）
- 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
  - 重大事態対応におけるチェックリストを作成
  - 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

# 群馬県いじめ再調査委員会 報告書

## 公表版

令和6年2月24日

群馬県いじめ再調査委員会

※本書は、お亡くなりになった生徒のプライバシー等に配慮し、当委員会が公表しても差し支えないと判断した内容のみを公表するものです。



## 目 次

	頁
<b>第1章 事案の概要及び調査の経過</b>	<b>1</b>
<b>第1節 事案の概要</b>	<b>1</b>
<b>第2節 基本調査及び詳細調査</b>	<b>1</b>
(1) 県立高等学校による基本調査	1
(2) 群馬県いじめ問題等対策委員会による詳細調査	1
<b>第3節 群馬県いじめ再調査委員会</b>	<b>2</b>
(1) 設置	2
(2) 委員	2
(3) 諮問	2
(4) 再調査計画	3
<b>第4節 審議の経過及び再調査内容</b>	<b>4</b>
(1) 審議の経過	4
(2) 再調査内容	4
 <b>第2章 再調査結果で認定した事実</b>	 <b>5</b>
<b>第1節 当該生徒の死に対する影響</b>	<b>5</b>
(1) 当該生徒の死に対する飼い猫の死の影響について	5
(2) 当該生徒の死に対するいじめの可能性のある行為の影響	5
<b>第2節 学校の指導体制が与えた影響</b>	<b>7</b>
(1) 予餉会の配役を巡るトラブルの事案について学校の指導体制に 対する問題点	7
(2) 平成29年11月の遺族の学校訪問	8
<b>第3節 まとめ</b>	<b>9</b>
 <b>第3章 提言</b>	 <b>10</b>
<b>第1節 再発防止に向けた具体的な提言</b>	<b>10</b>
(1) I C Tを活用した校内現職研修 ⇄ 県教委担当部局	10
(2) 研修査察チーム	10
(3) 生徒と係る関係機関への具体的な提言	10

## 第1章 事案の概要及び調査の経過

### 第1節 事案の概要

平成31年2月1日（金）午後6時50分頃、県立高等学校（以下「本件高校」という。）2年に在籍していた女子生徒（以下「本件生徒」という。）が、上毛電気鉄道大胡一樋越間の踏切で西桐生発中央前橋行き上り電車にはねられ、その後、搬送先の病院で死亡が確認された。

当該事案に関して、群馬県いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項に基づき再調査を行った。

### 第2節 基本調査及び詳細調査

#### (1) 本件高校による基本調査

事案発生後、本件高校において、法第23条第2項及び文部科学省が策定した「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」に基づく基本調査が実施された。

##### ① 調査期間

平成31年2月1日（金）～3月31日（日）

##### ② 調査内容

- ・遺族、教職員、同級生からの聞き取り
- ・遺族から提供されたメモ、手紙等についての確認
- ・指導記録等の確認

##### ③ 調査結果

本件生徒がフラー装飾技能士検定の試験を控え授業が辛いと感じていた時期があったこと、学校行事を巡るクラスメートとのトラブルの中で一部の言動にいじめに該当する行為が確認されたことなどが報告された。

また、本件生徒が亡くなったことと基本調査で把握できたことの因果関係の有無を判断するには、専門的な観点から、更なる調査が必要であるとの考えが示された。

#### (2) 群馬県いじめ問題等対策委員会による詳細調査

県教育委員会では、本件高校からの報告を受け、本件を法第28条第1項に掲げる重大事態として対処することとし、事実関係を明確にするとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、本件高校の設置者として詳細調査を行うことを、平成31年4月10日（水）に開催した臨時教育委員会会議で決定した。

重大事態に係る調査審議に当たっては、群馬県いじめ問題等対策委員会及びいじめ再調査委員会の設置等に関する条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、県教育委員会が附属機関として設置する群馬県いじめ問題等対策委員会（以下「対策委員会」という。）で行うこととされており、また、第三者による調査を希望する遺族の意向も踏まえ、同月24日（水）に開催した第1回対策委員会で県教育委員会からの諮問を受け、調査を実施した。

##### ① 調査期間

平成31年4月24日（水）～令和2年11月30日（月）

##### ② 調査内容

- ・基本調査結果の検証、関係資料の収集

- ・遺族、教職員、同級生、中学友人等、医療機関、県教育委員会からの聞き取り
- ・同級生、高校部活動生徒へのアンケート調査

### ③ 調査結果

予餞会配役を巡る同級生の悪口をいじめと認定（基本調査で認定されたものと同じ。）。その他にいじめと認定したものはなかった。

本件生徒の自死の要因については、いじめと認定された事実による苦痛の影響があったとしても自死の要因としては主要なものではなく、いじめと認定されなかつた事実についての苦痛の影響や他の要因の影響も認められる、などの報告であった。

また、調査結果では本件高校の自死やいじめに対する備えや具体的な対応について少なからぬ問題点が見いだされ、これを踏まえた関係者への提言も示された。

## 第3節 群馬県いじめ再調査委員会

### (1) 設置

法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議するため、条例第12条の規定により、知事の附属機関として平成27年に設置。

### (2) 委員

区分	氏名	備考（令和4年8月1日現在）
委員長	八島 穎宏	学校法人 作新学院 小学部長
委員長職務代理	矢田 健一	弁護士法人 群馬中央法律事務所 弁護士
委員	服部 徳昭	公益社団法人 群馬県医師会 理事
委員	杉山 雅宏	学校法人 渡辺学園 東京家政大学 教授
委員	尾方 仁	一般社団法人 群馬県社会福祉士会 副会長
臨時委員	山田 穂子	いのちのミュージアム群馬実行委員会 代表

※任期：令和2年8月1日～令和6年7月31日（令和4年8月1日に再任）

（臨時委員の任期は、委嘱日から委嘱に係る事案の調査審議終了まで）

#### 【臨時委員の委嘱】

令和3年3月26日（金）に遺族から山田穂子氏を臨時委員に推薦する旨の要望があった。県は、推薦された山田穂子氏と面談を行い、御自身の御子息を亡くされたことによる遺族としての経験や、いのちのミュージアム群馬実行委員会代表としての知見が適切な再調査に資すると考えられ、また、中立性・公平性の観点上の問題も無いと確認できたことから、臨時委員に委嘱した。

### (3) 諮問

県教育委員会から県へ令和2年12月15日（火）に群馬県いじめ問題等対策委員会調査結果報告書が提出され、令和3年3月26日（金）に遺族から再調査を要請する旨の書面が提出された。当該書面の内容を踏まえた上で県として再調査の必要性を検討した結果、再調査の実施を決定し、同年7月29日（木）に再調査委員会に諮問した。

#### 【諮問事項】

- ・群馬県いじめ問題等対策委員会の行った、平成31年2月1日県立高等学校生徒死亡事案の調査結果について検証を行うとともに、遺族が要請している事項についての調査審議を求める。

#### (4) 再調査計画

遺族から提出された要望等を踏まえた上で審議を重ね、再調査計画（案）を策定した。

令和3年12月11日（土）に再調査計画（案）を遺族に説明するとともに、意見交換を行った。その後、同年12月22日（水）に遺族から再調査計画（案）に対する要望書が送付され、当該要望を踏まえて再調査計画（案）の修正を審議し、遺族へ修正案を送付した。その後も令和4年1月26日（水）、同年2月24日（木）に遺族から再調査計画（案）についての要望書が送付され、その都度修正について審議し、遺族へ修正案を送付した。同年4月19日

（火）に遺族から再調査計画案へ了承をいただき、同年5月14日（土）に開催した第8回再調査委員会において、以下のとおり再調査計画を決定した。

##### ① 再調査の目的について

- ・県教育委員会調査結果報告の検証
- ・遺族が要請している事項についての調査審議

##### ② 調査主体について

- ・「群馬県いじめ再調査委員会」により調査を実施（条例第13条第1項）
- ・委員：八島委員長、矢田委員、服部委員、杉山委員、尾方委員、  
　　山田臨時委員

##### ③ 調査期間について

- ・本年末を目途に何らかの形で報告が行えるよう、調査審議を進める。

##### ④ 再調査事項について

- ・当該生徒の死に対する飼い猫の死の影響について
- ・予餞会の配役を巡るトラブル時に「死ねばいいのに」と言わされたと訴えた件について及び当該発言や予餞会関係の既に認定されたいじめと死との因果関係について
- ・27枚のメモや当該生徒が言われた悪口や陰口について及びそれらの中にいじめとして認定できるものがあればそれらと死との因果関係について
- ・平成29年11月御遺族学校訪問時のいじめ相談に対する学校の対応について 等

##### ⑤ 再調査方法について

- ・県教育委員会調査結果報告の各調査資料を精査

##### ⑥ 調査結果の提供について

- ・御遺族に対し、再調査報告書全文（非開示情報を除く）を提供するとともに説明を行う。
- ・再調査報告書及び調査票等の原本の取扱については、群馬県個人情報保護条例等に従って対応する。
- ・報道機関への公表は、御遺族が調査結果の内容を確認した後に、御遺族と協議する。

##### ⑦ その他

- ・本計画は再調査の進捗に伴い見直すことがある。

## 第4節 審議の経過及び再調査内容

### (1) 審議の経過

日時	場所	備考
R3. 7. 29 (木) 14:00～15:00	男女共同参画センター	諮問、第1回委員会
R3. 10. 16 (土) 14:00～16:20	県庁	第2回委員会
R3. 11. 20 (土) 16:00～18:20	県庁	第3回委員会
R3. 12. 11 (土) 17:00～19:00	県庁	第4回委員会、遺族説明（再調査計画案）
R4. 1. 15 (土) 16:30～18:40	県庁	第5回委員会
R4. 2. 19 (土) 14:30～16:00	県庁	第6回委員会
R4. 4. 9 (土) 9:00～11:05	県庁	第7回委員会
R4. 5. 14 (土) 17:00～19:30	県庁	第8回委員会
R4. 6. 18 (土) 17:00～18:25	県庁	第9回委員会
R4. 7. 25 (月) 14:00～15:50	県庁	第10回委員会
R4. 8. 19 (金) 9:30～12:20	本件高校	関係資料の閲覧
R4. 9. 3 (土) 16:00～18:00	県庁	第11回委員会
R4. 10. 29 (土) 10:00～12:05	県庁	第12回委員会
R4. 11. 26 (土) 9:30～11:40	県庁	第13回委員会
R5. 1. 28 (土) 10:00～11:50	県庁	第14回委員会
R5. 2. 25 (土) 9:30～11:10	県庁	第15回委員会
R5. 3. 25 (土) 16:30～18:00	県庁	第16回委員会
R5. 4. 22 (土) 14:00～15:45	県庁	第17回委員会
R5. 5. 27 (土) 9:00～11:00	県庁	第18回委員会
R5. 6. 17 (土) 9:30～11:10	県庁	第19回委員会
R5. 7. 22 (土) 16:30～18:35	県庁	第20回委員会
R5. 9. 9 (土) 16:30～18:30	県庁	第21回委員会
R5. 10. 21 (土) 16:30～18:35	県庁	第22回委員会
R5. 11. 25 (土) 9:30～10:50	県庁	第23回委員会
R6. 1. 27 (土) 9:30～11:35	県庁	第24回委員会
R6. 2. 1 (木) 12:30～13:50	県庁	第25回委員会、遺族説明（再調査結果）
R6. 2. 24 (土) 9:30～10:30	県庁	第26回委員会

### (2) 再調査内容

再調査委員会では下記のとおり再調査を実施した。

#### ① 県教育委員会調査結果報告の各調査資料の確認

県教育委員会調査結果報告の各調査資料をもとに、再調査委員会内で再調査事項について検証、審議

#### ② 本件高校を訪問し、関係資料を閲覧

実施時期：令和4年8月19日（金）9時30分から12時20分まで  
訪問委員：八島委員長、矢田委員

調査内容：本件高校に保存されていた関係資料を閲覧

#### ③ 遺族への聞き取り調査

実施時期：令和5年2月3日（金）

調査内容：当初、対面での聞き取りを予定していたが中止となり、再調査事項に関する質問を記載した書面を遺族へ送付したが、回答はいただけなかった。

なお、基本調査、詳細調査の中で十分な聞き取りやアンケートが行われていることと、事案発生から時間が経過し記憶の変容が起こっている可能性が高く事実から離れてしまうことが危惧されることにより、再調査としての同級生等への聞き取り調査やアンケートは実施しなかった。

## 第2章 再調査結果で認定した事実

### 第1節 当該生徒の死に対する影響

#### (1) 当該生徒の死に対する飼い猫の死の影響について

##### ① 「検証した結果」

修学旅行当日に長年飼っていた猫が死んでしまった直後は精神的なショックも大きかった様子がうかがえるが、その後遺族聞き取りからも特に飼い猫の死についての目立った言動はなく家庭生活や学校生活は落ち着いていたものと考える。

しかし、平成31年1月15日の猫のお墓前での転倒がきっかけとなり、「飼い猫が死んだのは自分のせいである」との考えが当該生徒の中で徐々に大きくなってきたものと考えられる。

当該生徒にとって飼い猫の死は非常に大きな出来事であり、自死行為の直接的な要因になったものと考える。

#### (2) 当該生徒の死に対するいじめの可能性のある行為の影響

##### ① 予餞会のトラブル

###### ア 再調査委員会の見解

対策委員会の事実認定を精査した結果、本件生徒に誰がどのように「死ねばいいのに」と言ったかどうかを明らかにすることはできなかった。しかし、「なんであいつなん」「ちがくない」等、本件生徒を非難する悪口を言っていた事実等その他の発言により、本件生徒が心身の苦痛を感じていたことは事実であり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする「いじめ」の定義に照らし合わせると「いじめ」であると認定できる。

よって、再調査委員会もこの点については対策委員会の見解と同じである。

###### イ 認定されたいじめと死との因果関係

###### (ア) 再調査委員会の見解

再調査委員会も、いじめと自死との直接的な因果関係を肯定的にとらえることはできなかった。

本件生徒に誰がどのように「死ねばいいのに」と言ったかどうかを明らかにすることはできなかった。

確かに、本件生徒はクラスメートとのコミュニケーション関係作りに悩んでいたことは容易に推察可能である。学校には様々な考えを持つ生徒がいる。そこでは、例えば、高校生活の様々な局面で、「ハダカデバネズミに似ている」「目が大きくて気持ち悪い」等のような非難、悪口などととらえることが可能である強い刺激に本件生徒はさらされながら生活することを余儀なくさせられてきた可能性は否定できない。つまり、予餞会時の仲間からの悪口は強い刺激の1つとして考えることができる。そのことは本件生徒が苦しんでいた背景の1つとして考えることはできる。ただし、そのことのみが本件生徒の自死の直接の要因であると断定するまでには至らないだろう。しかし、予餞会時の仲間からの悪口の一部は「いじめ」と認定でき、本件生徒に精神的な苦痛を強めたといえる。したがって、本件生徒の自死に大きな影響を与えた可能性までも否定することはできないと考える。

## ウ 予餞会トラブルと自死との関係

予餞会の配役を巡るトラブルで、他の生徒が本件生徒に「死ねばいいのに」と悪口を言ったか否かについて、対策委員会も再調査委員会も、これを明確に証言する生徒がいないことから認定には至らなかった。

本件生徒と他の生徒との関係性に微妙な距離があり、本件生徒が学校内で孤立感を抱く温床があったとの推察は可能である。教室内での人間関係はこの時だけのものではなく流動的である。今までの様々な場面でのかかわり、クラスメートからの刺激の蓄積の中から構築される。本件生徒は他の生徒との関係性がやや希薄であるがゆえ、こうした人間関係トラブル(予餞会トラブル)が生じることがおおいに予想される。そのような観点から、本件生徒が教室内で孤立気味であったことは否定できないだろう。

上記人間関係のトラブルによるストレスが、自殺を後押しする可能性のある背景要因の1つになっていた可能性までも否定することはできない。

予餞会の配役を巡るトラブルについては誰からどのような内容の発言をされたのか、当時の教職員の調査が不十分であるため、その詳細を把握することができないのは残念でならない。本件生徒以外の生徒からの証言をもとに本事実関係を認定せざるを得なかった、当時の学校の対応の甘さは反省すべきであると言わざるを得ない。教職員ひとり一人が、教室の中の生徒の声に耳を傾けるべきであった。

## ② 27枚のメモから読み取れる事情

### ア 本件生徒が残した27枚のメモの内容と再調査委員会の認定

#### (ア) いじめがあったと認定される可能性のあるメモ

複数のメモは、本件生徒に対していじめがあった可能性をうかがわせる。

### イ 自死との関係

27枚のメモのなかで作成時期が特定できるものは、平成29年9月から10月ころであるが、自死に至ったのが平成31年2月であること、27枚のメモと自死とを関連を伺わせる資料もないことなどを考慮すれば、27枚のメモに記載された事情が直接自死に結びつくことは認定できない。

しかしながら、本件生徒が強い精神的苦痛を感じていたことは容易に推測され、本件生徒の自死に影響を与えた可能性は否定できない。

## ③ その他、いじめの可能性がある行為

### ア 予餞会のトラブルと27枚のメモ以外の事情

#### (ア) 悪口・陰口

##### a 再調査委員会の認定

悪口・陰口の内容は明確ではない。しかし、本件生徒が悪口・陰口を言っていた様子を見たり、聴いたりしたことが複数回答・聴取されている。

そして、これらは利害関係のない同級生の回答や対策委員会の直接聴取の結果であって、その内容の信頼性は高い。

したがって、悪口・陰口をいわれるといじめを受けていた可能性は高い。

**b 対策委員会の認定**

対策委員会は、悪口・陰口があった可能性は認定したが、いじめであると認定はしていない。

しかしながら、再調査委員会としては、上記のとおり悪口があった可能性は高く、いじめがあった可能性は高いと考える。

**(1) 態度**

内容が不明確であり明確な判断はできないが、いじめと認める余地が全くないわけではない。

**イ 小括**

したがって、予餞会のトラブルや27枚のメモの内容の他に、本件生徒に対する悪口・態度などは、本件生徒に対するいじめと認定することが可能な事実である。

**(ア) 予餞会のトラブルと27枚のメモ以外の事情が自死に与えた影響**

例えは同級生のアンケート回答は対象生徒2年在籍当時のことであつて、自死の時期に近い時期の出来事であることや、第三者である生徒にも聞こえるような態様であったことなどを考慮すれば、本件生徒の自死に与えた影響は、大きなものであった可能性は否定できない。

## 第2節 学校の指導体制が与えた影響

**(1) 予餞会の配役を巡るトラブルの事案について学校の指導体制に対する問題点**

**① 再調査委員会からの意見**

予餞会の配役を巡るトラブルについて、本件生徒への指導を巡る教職員の関わりについて、全般的に生徒の実態にあった指導体制が構築・展開されていたのかどうかということについて考察した。

特に、予防的な指導体制が構築されていたのかについてはやや疑念を抱いている。

本件生徒の心情に寄り添うという視点から、再調査委員会としての意見を整理する。

**ア** 本件生徒が「死ねと言われた」ということについて、対策委員会の報告書でも、「当時の教職員の調査が不十分である」と記載されている。

**イ** 生徒から申し出があり、教職員Aが指導するという姿勢は、いわば当然のことでもあると思う。しかし、偏差値で輪切りされ、学力的にもそれほど高くなき生徒が集まりがちな実業高校の実情（全般的な学力・知識・理解度・態度・意欲などの課題を抱え、教師が生徒指導に苦労している）を考慮した時に、こうした問題を未然に防げるような予防的な日ごろの指導をどの程度実践されていたのかは疑問の余地がある。

**(ア)** 級長に立候補したというのは意外だったかもしれないが、本件生徒は「中学の時にいじめられた」という証言がある。事前情報ではノーマークの生徒であったかもしれないが、傷つき体験など過去に何か困難な経験に遭遇したことがあったため、高校入学後やり直しをしようと、積極的に（ともすれば無理をして）手をあげている（立候補している）かもしれないという教員側からのもう少し丁寧なアセスメントもできたかもしれない。

**(イ)** 課題集中校である実業高校（実業高校全般にいえる）の実情を考えれば、

役割決めや行事等で積極的に役を引き受ける生徒が少ないことは容易に想像できる。そうした中で、決めごとの際、積極的に手をあげる生徒が、眞面目ぶっているとの理由でいじめやいじりのターゲットになる可能性があることを教師は予測できなかつただろうか。

(ウ) 仮に、予測ができていれば、こうした生徒の方が、集団生活の中で、いじめられる（いじられる）可能性があるということで、逆に、そうした生徒を守るために予防的指導体制（支援体制）の構築を模索するきっかけになつたかもしれない。

(イ) 実業高校における日々の学習指導、生徒指導の困難な状況を考慮すると、上記課題解決は理想論かもしれない。しかし、今回のような大きな問題が発生してから対処するというのではなく、日々の学校生活の中で小さな問題を起こさない、見落とさないような生徒指導・教育相談体制の構築は、喫緊の課題である。専門教科の教員は、限られた高校を異動するのみである（例えば、実業高校であれば実業高校のみの異動）ため、教員同士がなれ合いになる可能性もある。実業高校では校内においてもセクト主義が強く、他学科の指導に関心を持ちにくい環境にある（教科指導でかかわる生徒が限られているため、自分が所属する学科生徒にはたいへん熱心である）。また、普通教科の教員は、実業高校における実技指導を中心とした指導体制になじむのに時間を要し、普通高校とは異なる校内での学習指導・生徒指導体制に適応するまでに相当な時間を要することもある。ゆえに、教員の気持ちのゆるみが起きやすい状況にあることは否定できない。今後は、教職員の根本的な意識変革も含め、こうした視点からの生徒支援体制の見直しも必要な時期に来ているのではないか。

## (2) 平成29年11月の遺族の学校訪問

### ① 再調査結果

#### ア いじめについての相談は御両親からあったのか

管理職Aや教職員Aは、係る事案に対し傾聴しながら、丁寧に保護者の不安や苦情あるいは相談事を受容し共感すべきところをしなかつたと結論づけることができる。先入観・固定観念あるいは常態化した教育相談体制の不備が挙げられる。次に、具体的にその理由を述べる。管理職Aは激昂される保護者が来た時には、「お子様は将来どうなさるんですか」と話題を振ると口にしている。これは、苦情や不安あるいは相談事に対し受容し共感的にまず話を聞くという態度からはかなりかけ離れ、優しい口調ではあるものの受容・共感的な傾聴の姿勢からは対角線にあるものといえる。保護者クレームには、「子どもの将来の話を振り静かにさせる」と管理職A自身も口にしている。管理職A独自のクレーム処理のパターンを当てはめてしまったがゆえに、場をはぐらかされ、苦情や不安あるいは相談事を抱えた本件生徒の代弁者として「わが子がいじめられている」という御両親からの貴重な生の声を発する機会を奪った行為といえる。

この行為から導かれる結論は、「相談しようとしたがクレーム処理の管理職A独自の技法を駆使され相談には及ばなかった」となる。さらに、両親の聞き

取りの節で導き出された結論を論じたい。母親の証言には「反応しなかった」「流れた感じ」とある。「反応しなかった」との証言から、相対する管理職Aや教職員Aの表情や素振りを具体的に捉え表現しているものと判断できる。さらに「流れた感じ」という証言からは面会相談の推移を注意深く観察していたものと判断できる。以上のことから、父親と母親が平成29年11月2日(木)午前中に学校を訪ね、対応した管理職A及び教職員Aに対し「相談したのか」という問い合わせに對し、いじめについて相談しようとしていたが主訴をすらされ、面談の始まりの段階からクレーム処理として対応されたために相談事として受け取られていなかったと結論付けることができる。少なくとも、両親は相談の意思はあったと認められる。

#### イ 当該高校の対応について

やはり、人ひとりの命が失われたという事実に対し、その命が失われる前に、真摯に・尊厳を持って向き合う姿勢あるいは態度があれば当該生徒の命は守れたと言えるのではないだろうか。本事案は、学校の管理下において「生徒の小さなシグナル発信への気付き・寄り添い・情報収集・校内委員会及び管理職への報告・全校体制での見守り・保護者報告並びに理解、学校いじめ対策組織による審議及び同組織による有力な手立ての策定及び実施・検証、県教委への報告並びに連携、専門機関へのリファー」等、通常行われているであろう相談体制が機能していれば、当該生徒の命は守れたものと思われる。

### 第3節 まとめ

飼い猫の死は自死の直接のきっかけに過ぎず、飼い猫の死だけが原因ではない。いじめを含む様々な要因が本件生徒にストレスとして働き、心理的苦痛を高め、飼い猫の死をきっかけとして本件生徒は自死をすることとなった。

本件生徒が教職員にいじめの相談をしたり、本件生徒の両親が相談をした際など、学校が生徒の異変に気づくべき機会はあった。にもかかわらず、学校にはいじめ予防の指導体制が十分に構築されておらず、通常行われる相談体制が機能していなかった結果、本件生徒の異変に対して十分な対応をすることができなかった。学校の対応が適切であれば本件生徒の自死を回避できた可能性は十分にあった。

## 第3章 提言

これらを踏まえて、次のような提言をする。

### 第1節 再発防止に向けた具体的な提言

#### (1) I C T を活用した校内現職研修 ⇄ 県教委担当部局

群馬県内の県立高校(60校。中等教育学校含む。)で年計の基に企画招集された通常の定期研修会・会議あるいは緊急招集された研修会・会議で、テーマを「いじめ・ゲートキーパー・命の尊厳・社会規範等」の現職教育を実施する際、I C T機器をフルに活用し校内の研修会・会議会場と県教委の担当部局をWeb会議システム(Zoom等)で結び、研修・会議の内容を即時に双方向的に伝え合い緊張感を持って研修・会議に臨んでもらう。高校側と県教委側の双方は、実施された研修・会議を筆記媒体(紙ベースの綴り等)はもちろん電子媒体(PCあるいはPC周辺機器の記録媒体)に残す(5年間保存)。

県内には60校の県立高校があり、単純に考えて1校が年に10回研修会あるいは会議を開催したとなると600回となる。現実的に考えた場合、県教委の担当部局が年間600回分のWeb会議に参加することは不可能に近い。そこで、係る重大事態を抱えている高校を優先的につなぐとか他の理由から教育困難校であると考えられる高校とつなぐとか、現実的な対応策が必要と思われる。どちらにしても、研修会あるいは会議が“事務伝達会議”とならないよう、特に形骸化には細心の注意を払い実効性のあるものにしなければならない。

#### (2) 研修査察チーム

県教委のある部局に「研修査察チーム」を作り、各高校から事前に提出された年計を基に、ほぼ抜き打ち的に学校訪問をし、臨席することが考えられる。ここでも、前述したように係る重大事態を抱えている高校や教育困難校であると考えられる高校を優先的に査察することになる。念を押すが、事務伝達会議ではなく実効性のあるものになるよう高校と県教委の双方が緊張感を持って臨む姿勢を構築することこそが、再発防止になると肝に銘じなければならない。

なお、この研修査察チームは、いわゆる「合同訪問あるいは要請訪問」のチームとは別に編成する。もし、既成の訪問チームを活用するとなれば、それは当該高校が「学校いじめ対策組織(本件高校では「いじめ対策委員会」)」を編成・招集しなければならないのに既成の校務分掌レベルの対応しかしなかったことの反省が活かされないことと同意になるからである。

#### (3) 生徒と係る関係機関への具体的な提言

##### ① 外部専門家人材活用・アンケートの活用

解決困難な問題への対応を支援するため、弁護士や医師・元教員・警察官経験者、いじめ自死遺族あるいはいじめ自死遺族の会など、多様な人材を活用し体制を構築する必要がある。生徒の日常の关心事とかけ離れていても、体験者・経験者の発する「当事者の身近にいた関係者」としての言葉は生徒達の心に届

く信じたい。教育問題が起こりがちな5月の連休前後や長期休業(夏休み)明けの9月に実施するのが有効であろう。あるいは、要配慮生徒の直接・間接的なSOSのシグナルを感じ取ったならば、間髪を入れず適宜実施することが肝要である。そのためには、普段から生徒達と本音で語り合える教育相談の時間と場所の確保・工夫が必要であることは自明の理である。他に、定期的・不定期的なアンケートの実施、あるいはQU(QUESTIONNAIRE-UTILITIES)に代表される「学級集団の状況を複数の教員で客観的に分析し、課題に対する手立てを明らかにしていくことができる調査」も客観性を得られるものとして有効活用してもよいものと考える。

## ② 命の授業

再発防止に向けた最も大切なことは、「命の授業」である。授業者側の学校も受け手側の生徒も真摯に向き合わなければならないのが命の授業である。

生徒側に求められる姿勢は、命の授業を受け自分事としてこれまでを振り返り、責任ある未来を創造することが望まれることである。生徒一人ひとりが自身の心の奥底にある繊細な感情に気付き、自己と他者の人間関係を深め、時には反省し、自らの成長の証として自己変容を受け入れるのである。表面的な人間関係を気遣うだけでなく、真の人間関係を構築するためには己自身に問いかける時間を作り出す作業をしなければならない。

教える側の教師も人生の先達として心の機微に触れる触れ合いを学校教育のもとで展開するのである。命の授業とは、命の重みを理解することであり、教師が担う重大な責務であると認識しなければならない。教育の専門家としてその役割を果たすには、教師自らが命の問題への関心と「命の大切さ」の実感を深め、確かな教育理念に基づいた教育実践に徹することが期待されるのである。学校環境・地域家庭の環境・根差した歴史観等々の諸々の条件から命の授業に係る教材を見出しあるいは開発するのである。実践の場としては、保健体育の他に特別活動(LHR)・総合的な探究の時間・公共の授業における道徳教育などが挙げられるであろう。

さらに、視野を広げてみる。先行事例として挙げるならば、初等教育の6年間において多数の実践例としてあるウサギやヤギの飼育である。生き物を飼うことだけに終始せず、「生」に責任を持つというのがこの教育活動の根幹であると理解している。また、人権教育も命の教育を包括している。初等教育や中等教育の9年間においては、道徳や特別活動において「自己理解・他者理解を促しつつ、深い洞察を目的としたロールプレイング」を活用している例もある。具体的には、いじめの加害者・被害者・傍観者・観衆といった「いじめの4構造」のそれぞれに演者として児童・生徒を配置し、疑似体験を通して得られた気づきをシェアリングし、新たな行動変容を起こすことでのいじめの理解と撲滅をねらいとした授業例もある。高校では、LHRでの実践例もある。

これらの再発防止に向けた提言を実効性のあるものにするには、最前線で生徒と向き合う教師にこそ時間的・物理的な「ゆとりの時間」の確保こそが急務となる。これは、高校一校の問題ではなく、県立高校を預かる県教委にも係る問題を共有し現場と歩調を合わせて「命の授業」の推進・現場教師のゆとり時間の捻出・実効性のある教育の実施と評価など早急にガイドラインを示さなければならない。

### ③ 「互いを認め、共に生きる」ために

日常生活の多くは、他者と触れ合う中で自らの存在を自認し、様々な活動を通して自己肯定感や自尊感情を育て、自己実現という高位の自我を確立していく。その際、集団で生活している以上何らかの意見の相違や感情の縛れがあることも事実である。これら「意見の相違」や「感情の縛れ」をただ排除すれば良いのかというと、それは違う。相違や縛れが生じてしまったと気付いたときは、違和感・感情の激高・悲しみ・喪失感・絶望感に襲われることもある。しかし、落ち着きを取り戻したならば、まずは現実を受け止め、自らの考えを分かってもらう努力をしつつ相手の考え方を分かろうとする努力もまた必要なものであることに着目しなければならない。「自己理解」「他者理解」は、このような相違や縛れが生じた際に何とか関係修復を図りながら自分も相手の存在も認められるという学びをしているとも言える。このやり取りは対面でのものなので、言葉や文字だけでなく、「相手を見る」という視覚情報も活用している。あるいは、言葉にならないが相手から発せられるメッセージを受け取ることもできるし、相手に伝えることもできる。その総合的なリアルなやり取りがあるので、問題の把握・共有、解決策の提示、解決への実行、やり直しを含めた振り返りができる。結果的に、ある一定の期間で解決への方向付けが可能となる。

SNS(Social Networking Service)や掲示板に個人情報を書き込み、結果的にあるいは意図的に相手を誹謗中傷してしまうことも問題視しなければならない。相手と対峙していないので、心のブレーキが効かず狭い空間の中で快を得るこのやり方は、実は狭いどころかネット環境が整っているところなら全世界のどこでも閲覧することができてしまう。削除しなければ半永久的に残ってしまうのである。仮に削除して無かったことにもしても、一度拡散てしまえば、收拾がつかないことになる。良心の呵責を覚えたときには、すでに後戻りできない状況になっているということを知らなければならない。特に、スマートフォンが当たり前に個人持ちになっている現役の生徒諸君には喫緊の問題と真摯に受け止める勇気を持ってほしい。インターネット・リテラシーの啓発・啓蒙を軽んじてはならない。

最後に、「互いを認め、共に生きる」ために保護者・学校関係者・ひいては社会が心をひとつにし生徒一人ひとりを大切に見守ることを生徒諸君に約束す

ることで結びとしたい。具体的には、見守りの観点として次の二点を挙げたい。一つは、「心に危機を抱いてしまった生徒に気付く」ことである。そのためには、日常から信頼関係を築き、何か通常では見かけない微細な言動に気付く注意力が必要である。信頼関係に裏打ちされた観察眼が必要なのである。二つ目は、言語的にも非言語的にも生徒が発する心の危機というシグナルに対し、躊躇せずに声をかけることである。相談の窓口はいつも開いていることを生徒諸君に示してほしい。これら二つの見守りの延長線上に「自殺予防」に対するゲートキーパーたる大人が存在する意味を成すのである。

## 令和6年度 富山県いじめ再調査委員会

### 参 考 資 料

参考資料 1	いじめ防止対策推進法（概要）、（抜粋）	Page1
参考資料 2	富山県いじめ防止基本方針	Page3
参考資料 3	富山県附属機関条例（抜粋）	Page23
参考資料 4	富山県いじめ再調査委員会規則	Page24
参考資料 5	富山県いじめ再調査委員会運営要綱	Page25
参考資料 6	富山県いじめ再調査委員会再調査の指針	Page26
参考資料 7	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (令和6年8月改訂版)	Page30
参考資料 8	富山県いじめ防止対策推進委員会いじめ重大事態調査の指針	Page74

## いじめ防止対策推進法（概要）

### 一 総則

- 1 「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義すること。  
※小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）
- 2 いじめの防止等のための対策の基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定めること。

### 二 いじめの防止基本方針等

- 1 国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定（※）について定めること。  
※国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務
- 2 地方公共団体は、関係機関等の連携を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができること。

### 三 基本的施策・いじめの防止等に関する措置

- 1 学校の設置者及び学校が講ずべき基本的施策として（1）道徳教育等の充実、（2）早期発見のための措置、（3）相談体制の整備、（4）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定めるとともに、国及び地方公共団体が講ずべき基本的施策として（5）いじめの防止等の対策に従事する人材の確保等、（6）調査研究の推進、（7）啓発活動について定めること。
- 2 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- 3 個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として（1）いじめの事実確認、（2）いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、（3）いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- 4 懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

### 四 重大事態への対処

- 1 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとすること。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとすること。
- 3 地方公共団体の長等（※）に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。  
※公立学校は地方公共団体の長、国立学校は文部科学大臣、私立学校は所轄庁である都道府県知事

## いじめ防止対策推進法（抜粋）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第31条 学校法人（私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。）が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、重大事態が発生した旨を、当該学校を所轄する都道府県知事（以下この条において単に「都道府県知事」という。）に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第6条に規定する権限の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 前二項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。

# 富山県いじめ防止基本方針

平成26年3月17日

(平成29年6月15日改定)

(令和3年4月1日改定)

富山県・富山県教育委員会

## 目 次

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 .....	1
1 基本理念 .....	1
2 いじめの定義 .....	1
3 いじめの防止等に関する基本的考え方 .....	3
(1) いじめの未然防止 .....	3
(2) いじめの早期発見 .....	4
(3) いじめへの対処 .....	4
(4) 地域や家庭との連携 .....	5
(5) 関係機関との連携 .....	5
第 2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 .....	5
1 県が実施する施策 .....	5
(1) いじめ防止に向けた組織等の設置 .....	5
(2) 県が地方公共団体として実施する施策 .....	6
(3) 県立学校の設置者として実施する施策 .....	7
2 県立学校が実施する施策 .....	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置 .....	8
(2) いじめの防止等に関する措置 .....	9
3 私立学校及び私立学校設置者の取組への支援 .....	11
第 3 重大事態への対処 .....	11
1 県教育委員会又は県立学校による調査 .....	11
(1) 重大事態の発生と調査 .....	11
(2) 調査結果の提供及び報告 .....	13
2 私立学校又は私立学校設置者による調査 .....	14
(1) 重大事態の発生と調査 .....	14
(2) 調査結果の提供及び報告 .....	15
3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置 .....	15
(1) 知事による再調査 .....	15
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等 .....	16
第 4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項 .....	16
参考資料 1 いじめ防止に向けた組織等の設置 .....	17
参考資料 2 重大事態発生時の対応の流れ .....	18

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本県では、「富山県教育振興基本計画（平成29年4月）」において、基本施策の1つに、「子どもの健やかな成長を支え元気を創造する教育の推進」を掲げ、いじめや不登校等問題行動への取組を推進することとしている。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、児童等\*<sup>1</sup>に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係\*<sup>2</sup>にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響\*<sup>3</sup>を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 … 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2 … 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※3 … 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### ○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### ○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童生徒が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。
- ② 全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- ③ 全ての児童生徒が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
- ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
- ⑤ 児童生徒が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「縛づくり」を進めることが重要である。
- ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒<sup>\*</sup>については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。  
※…特に配慮が必要な児童生徒とは、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災等により被災した児童生徒など

- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ 学校や学校の設置者<sup>\*</sup>は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

<sup>\*</sup>…公立学校の場合、学校を設置・管理する教育委員会である。(以下同様)

(3) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

#### (4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭が、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

#### (5) 関係機関との連携

- ① 学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局、私立学校主管部局等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

#### 1 県が実施する施策

##### (1) いじめ防止に向けた組織等の設置（法第14条関係）

- ① 「いじめ問題対策連絡会議」の設置（法第14条第1項関係）  
学校と地域の関係機関等とのいじめの問題の対応に係る連携を確保するため、学校、教育委員会、PTA、臨床心理士会、社会福祉士会、児童相談所、地方法務局、県警察、弁護士会、医師会等の代表者により構成される「いじめ問題対策連絡会議」を設置する。
- ② いじめ防止等の対策推進のための組織の設置（法第14条第3項関係）  
いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、県教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者等から成る「いじめ防止対策推進委員会」を設置する。

なお、本組織の機能は、主に以下のとおりである。

- 県の基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議
- 学校におけるいじめに関する報告や相談に対する有効な手立て等の助言

## (2) 県が地方公共団体として実施する施策

### ① 財政上の措置（法第10条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるように努める。

### ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。

### ③ 学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携（法第17条関係）

- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう学校、家庭、地域社会、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。

- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応ができるようにするために、学校相互間の連携協力体制の整備に努める。

- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を推進する。

- より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようするため、PTAや地域の関係団体との連携を促進するなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築を推進する。

### ④ 市町村教育委員会との連携（法第17条関係）

- 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用できるよう市町村教育委員会と連携を図る。

- 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、市町村教育委員会の取組を支援する。

### ⑤ インターネット上のいじめに対する対策の推進（法第19条関係）

- 児童生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する取組や情報モラルを身に付けさせるための教育の充実を通して、インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制を整備する。

### ⑥ 人材の確保及び教職員の資質の向上（法第18条関係）

- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上に努める。

- 心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者及びいじめへの対処に関し助言を行うために学

校の求めに応じて派遣される者（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等）の確保等必要な措置を講ずるように努める。

⑦ いじめの防止等のための調査研究等の推進（法第20条関係）

- いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネット上のいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証、その成果の普及に努める。

⑧ 広報・啓発活動（法第21条関係）

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行なうことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援に努める。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動に努める。
- いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(3) 県立学校の設置者として実施する施策

① いじめの未然防止のための措置（法第15条、第19条関係）

- 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を推進する。
- いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童生徒が自ら的にいじめの問題について考え、議論すること等の活動に対する支援、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。
- 当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- 全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修会を実施するよう、取組を促す。
  - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう啓発活動を実施する。
  - 教職員が児童生徒と向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、いじめに適切に対応できる学校指導体制を推進するとともに、事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を推進する。
- ② いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）
- いじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的なアンケート調査、個人面談その他の必要な措置を講じ、当該学校におけるアンケート調査、個人面談の取組状況を把握する。
  - 当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができるようするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の外部専門家の派遣、関係機関との連携等の体制整備を図る。
  - いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化を含む教職員の業務負担の軽減を図る。
- ③ いじめの早期解決のための措置（法第23条関係）
- いじめ発生の報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、又は必要な措置を講ずることを指示し、さらに、学校からの報告に係る事案について自ら必要な調査を実施する。

## 2 県立学校が実施する施策

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定（法第13条関係）
- 学校は、国の基本方針及び県の基本方針を参考し、その学校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
  - 学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめ事案への対処（以下「事案対処」という。）などいじめ防止等全体に係る内容を定める。

- 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針となるようにする。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- 策定した学校いじめ防止基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じるとともに、その内容を、必ず入学式・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

## ② いじめの防止等の対策のための組織の設置（法第22条関係）

- 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される組織を設置する。（名称は各学校の判断による。）

なお、本組織の役割は、主に以下のとおりである。

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ・ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

## (2) いじめの防止等に関する措置

### ① いじめの防止（法第15条関係）

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

#### ② 早期発見（法第16条関係）

- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。

#### ③ いじめに対する措置（法第23条関係）

- 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげる。
- 各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### 3 私立学校及び私立学校設置者の取組への支援

私立学校及び私立学校設置者が、国及び県のいじめの防止等のための基本的な方針を参考にして行ういじめ防止等の取組に対して支援する。

- 県が設置する「いじめ問題対策連絡会議」での連携が、私立学校におけるいじめの防止等に活用できるよう私立学校設置者と連携を図る。
- 県が設置する「いじめ防止対策推進委員会」の活動を通して、職能団体や大学等の協力を得られる体制を整え、私立学校設置者の取組を支援する。

## 第3 重大事態への対処

### 1 県教育委員会又は県立学校による調査（法第28条関係）

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害<sup>\*1</sup>が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する<sup>\*2</sup>ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※1… 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

※2… 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童

生徒が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 被害児童生徒の保護

重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童生徒の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、県立学校は県教育委員会を通じて知事に、事態発生について報告する。

④ 調査の趣旨及び調査主体

○ 調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図るために行う。

○ 県立学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

○ 調査の主体は、県立学校が主体となって行う場合と、県教育委員会が主体となって行う場合が考えられる。

※ 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、県立学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと県教育委員会が判断する場合や、県立学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

○ 県立学校が調査主体となる場合であっても、県教育委員会は調査を実施する県立学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

⑤ 調査を行うための組織

県教育委員会又は県立学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うための組織を速やかに設ける。

※ 組織の構成については、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

- 県教育委員会が調査主体となる場合、県教育委員会に設置されるいじめ防止等の対策推進のための組織「いじめ防止対策推進委員会」を活用する。
- 県立学校が調査主体となる場合、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織を活用し、第三者(外部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。
- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。

#### ⑥ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査の実施は、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
- 調査を実施するに当たり、県教育委員会・県立学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- 県教育委員会又は県立学校は、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- 調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則に基づき適切に保存する。

#### ⑦ 市町村立学校及び市町村教育委員会が調査主体となる調査への支援

- 市町村立学校で発生した重大事態について、市町村教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会は、市町村教育委員会の要請に応じて、必要な支援を行う。

### (2) 調査結果の提供及び報告

#### ① 調査結果の提供

- 県教育委員会又は県立学校は、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。
- 情報の提供に当たっては、県教育委員会又は県立学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する。
- 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認する。
- 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- 県教育委員会は、県立学校が調査を行う場合においては、調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

## ② 調査結果の報告

県立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について、県教育委員会を通じて知事に報告・説明する。その際、教育委員会会議において議題として取扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。

①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。

教育委員会及び県立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

## 2 私立学校又は私立学校設置者による調査（法第28条関係）

### （1）重大事態の発生と調査

#### ① 重大事態の報告

- 重大事態が発生した場合、私立学校は当該学校を所轄する知事へ、事態発生について報告する。  
※ 経営管理部より、1(1)③～⑥と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。

#### (2) 調査結果の提供及び報告

- ※ 経営管理部より、1(2)①と同様の取組を私立学校及び私立学校設置者に促す。
- 私立学校に係る調査結果及びその後の対応方針について当該学校を所轄する知事に報告・説明する。その際、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討する。  
1(2)①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて知事等に送付する。  
学校設置者及び私立学校は、このことを、予め被害児童生徒・保護者に対して伝えること。

### 3 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置（法第30条関係）

#### (1) 知事による再調査

- ① 調査結果の報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。

#### (2) 再調査実施の判断

以下に掲げる場合は、再調査の実施について検討する。

- 当初調査時には知り得なかった新しい重要な事実が判明した場合。
- 当初調査において、事前に当事者や保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。（これまでの経緯や事案の特性から当初調査の継続が困難となった場合を含む）
- 当該事案における学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合。（当初調査の報告が今後の再発防止に資する内容となっていない場合を含む）
- 当初調査における、調査組織の委員の公平性・中立性や、調査方法の客観性に疑義がある場合。

※ただし、上記の場合に、当初調査の主体において、追加調査や構成員を変更した上で調査を行うことも考えられる。

③ 知事によるいじめ再調査委員への事前参考意見聴取

知事が再調査を判断する際の参考とするため、「いじめ再調査委員会」の委員に対し、再調査の必要性について意見を聴取することができる。

④ 調査結果の提供

知事は、再調査について、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があり、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 県立学校の場合、知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

なお、私立学校等についても、私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずる。

※ 「必要な措置」としては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等を想定する。

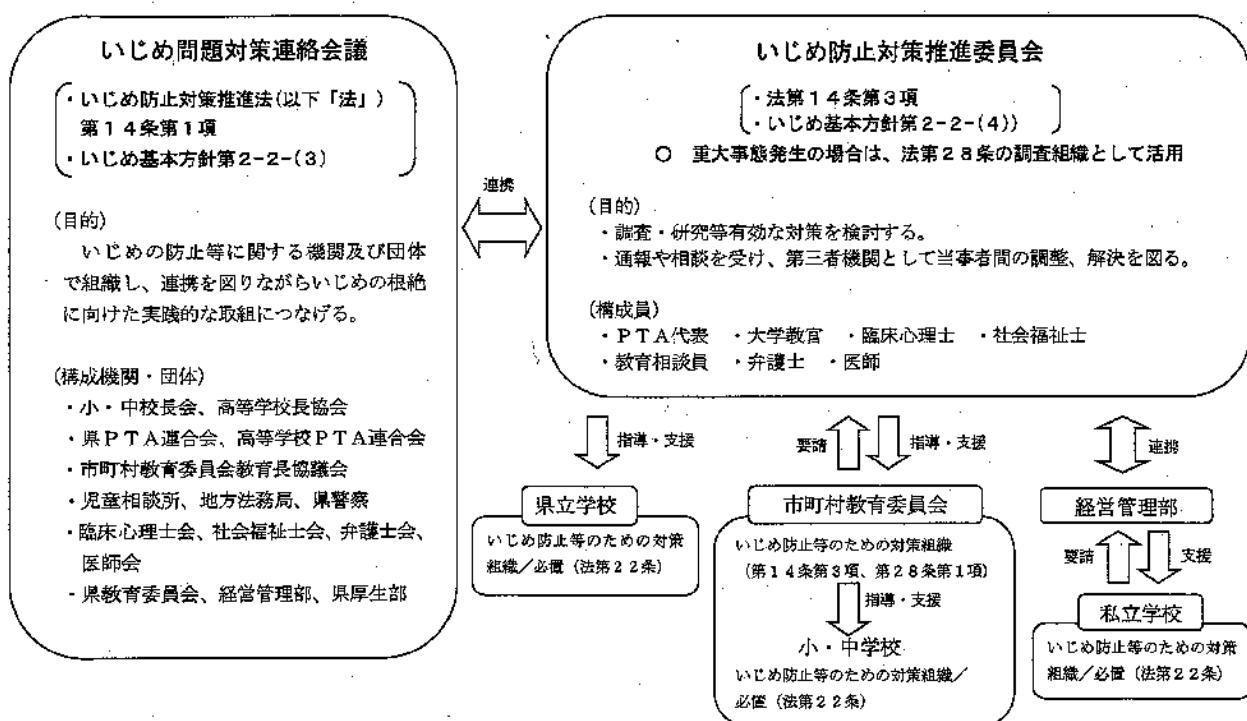
② 県立学校について再調査を行ったとき、知事はその結果を議会に報告する。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

#### 第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 県は、当該基本方針の策定から3年の経過を目指として、国の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

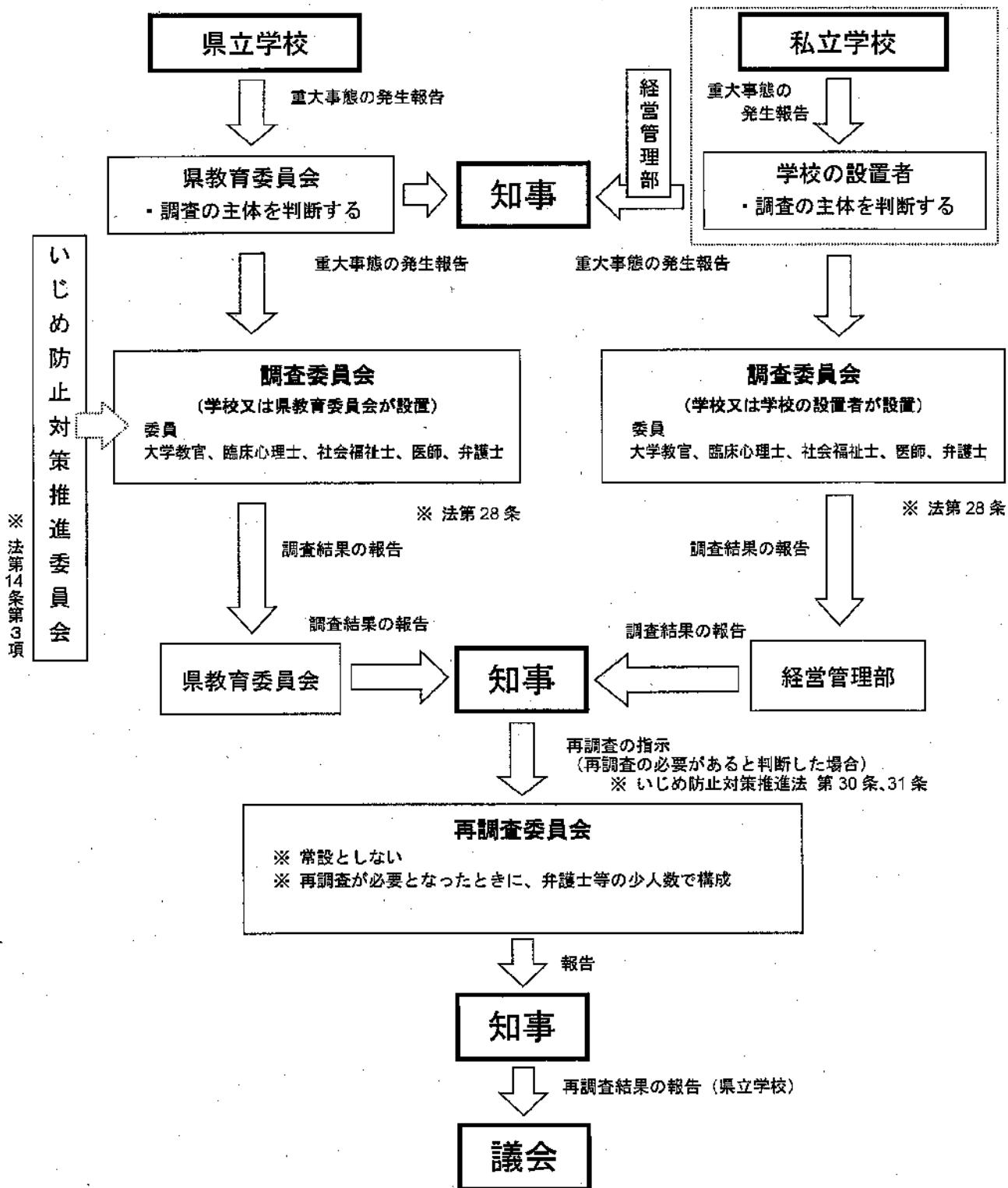
2 県は、市町村における地域いじめ防止基本方針及び県立学校における学校いじめ防止基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

### 【いじめ防止に向けた組織等の設置】



## 【重大事態発生時の対応の流れ】

いじめ防止対策推進法：「法」と記載



※ 調査委員会等は、公平性・中立性を確保し、プライバシーに配慮する。

○富山県附属機関条例（抜粋）

平成26年3月26日

富山県条例第2号

改正 平成26年6月30日条例第48号

富山県附属機関条例を公布する。

富山県附属機関条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を置き、その所掌事務及び委員の定数は、同表に定めるとおりとする。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その属する執行機関の規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（平26条例48・一部改正）

1 知事の附属機関

名 称	所掌事務	委員の定数
富山県いじめ再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項及び第31条第2項の規定により同法第28条第1項の規定による調査の結果について調査し、並びに審議する事務	5人以内

## 富山県規則第49号

## 富山県いじめ再調査委員会規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第3条の規定に基づき、富山県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 委員は、法律、医療、教育、心理又は福祉に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

## (任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第6条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

## (守秘義務)

第8条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営管理部において処理する。

(平27規則20・平29規則24・令3規則26・一部改正)

## (細則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

## (委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

## 附 則(平成27年規則第20号)抄

## (施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則(平成29年規則第24号)抄

## (施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## (施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県いじめ再調査委員会規則（平成26年富山県規則第49号）第10条の規定により、富山県いじめ再調査委員会（以下「委員会」という。）の運営に關し必要な事項を定めるものとする。

## (会議)

第2条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。

2 委員長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による審議を行うことができる。この場合において、委員長は、その結果を次の会議に報告しなければならない。

3 委員は、委員会の調査に係るいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第28条第1項に規定する重大事態に密接な関係がある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

4 会議は、前項の規定により委員が過半数に達しない場合にあっては、会議を開き、議決することができるものとする。

## (職務従事の制限)

第3条 委員会は、前条第3項の規定により議事に参与することができない委員を調査に従事させてはならない。

## (質問、答申等)

第4条 知事が委員会に対して行う質問は、文書をもって行い、かつ、法第28条第1項の規定による調査の結果に係る報告書その他の必要な資料を添付するものとする。

2 委員会が知事に対して行う答申は、文書をもって行うものとする。

## (議事録の作成)

第5条 会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 調査審議の経過
- (5) 議決した事項
- (6) その他必要な事項

2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成し、委員長が署名して確定するものとする。

## (会議の公開)

第6条 会議は、傍聴を認めることをもって公開とする。この場合の必要な手続きは、別に定めるものとする。

2 前項の規定に関わらず必要があると認められる場合に限り、委員会の議決により非公開とすることができます。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年11月14日から施行する。

## 富山県いじめ再調査委員会 再調査の指針

富山県いじめ再調査委員会

平成30年4月27日

## 1 再調査の基本的な考え方

- (1) 再調査は、県教育委員会、私立学校(または学校設置者)から報告があった調査(以下「当初調査」)の結果について調査するものであり、再調査委員会が適切と判断した当初調査の証拠書類を資料として用いるとともに、必要とされた追加調査を行い、資料の充実を図り、より幅広い視点での審議を行う。
- (2) 知事が再調査を判断した事由となる事項について重点的に審議する。
- (3) 再調査にあたっての主な留意事項
- ア 「児童生徒の尊厳の保持」を重視し、該当児童生徒の気持ちに寄り添う。
  - イ 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、事実に向き合うために行う。
  - ウ 保護者への内容確認、情報提供を丁寧に実施する。
  - エ 児童生徒等への心理的な負担を考慮し、当初の調査と重複した調査とならないよう配慮する。
  - オ 再発防止に向けて何をなすべきかを念頭に置いて調査し、関係者への一方的な批判に陥らないよう配慮する。
  - カ 児童生徒のプライバシーに配慮しつつ、適切に情報の公開を行う。
  - キ できるだけ早期に調査結果をまとめる。

## 2 再調査対象校

- ・県立学校(高校39校、特別支援学校13校)
- ・県内に設置される私立学校(小学校1校、中学校1校、高校10校)

## 3 再調査の概要

- (1) 再調査委員会は、当初調査の調査報告、その他の把握した情報を踏まえ、新たに聴き取りを行うなど必要に応じて調査を実施する。
- (2) 再調査委員会は、被害児童生徒及び保護者に、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。(委員長が委員会に諮って定める)
- (3) 再調査委員会は調査結果をとりまとめ、知事に文書で報告(答申)する。

## 4 再調査の手順

項目	具体的な内容	主な留意事項
(1) 調査計画の立案、 関係者への説明	<p>○再調査から報告までの計画と担当者(委員及び事務局等)を決定する。</p> <p>①当初調査で把握された情報の確認、分析 ②追加調査の方法(アンケートや聴き取り調査等)、手順、分析 ③調査の取りまとめ ④再発防止策の検討 ⑤報告書の作成 ⑥報告</p> <p>○再調査の計画を、学校設置者(県教委、学校法人)または当該学校、被害児童生徒及び保護者に示し、了承を得る。</p>	<p>○聴き取りや事実関係の整理に「専門委員」を任命することができる。(県いじめ再調査委員会規則第6条)</p> <p>○再調査の期間が長期に及ぶ場合は中間報告が必要である。</p> <p>○事案が既に公表されている場合は、調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等についても検討する。</p> <p>○調査方法等について被害児童生徒及び保護者から要望がある場合は、可能な限り調査計画に反映する。</p>

(2) 関係資料の保存	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関係書類の保存を学校設置者に依頼する。 (例)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの通報・相談内容の記録</li> <li>・児童生徒に対する聴き取りの記録</li> <li>・保護者の聴き取り記録</li> <li>・メール・SNSの画面等</li> <li>・いじめアンケートや個別面談の記録(定期のものも含む)</li> <li>・生活ノート、各種日誌(学級・生徒指導・保健・教育相談・部活動)</li> <li>・SC・SSW等の面談記録 等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再調査が可能となるよう、当初調査が実施した調査の記録のほか、それ以前の早い段階で、学校が取得、作成した記録の保存を求める。(手書きのメモ形式のものであっても保存する。)</li> </ul>
(3) 当初調査で把握された情報の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初調査の結果等をもとに重大事態の概要を把握する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①被害児童生徒からの訴え等に係るもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの記載内容・面談の記録・生活ノート・メール・スマート画面 等</li> </ul> </li> <li>②関係児童生徒等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの記載内容・メール等</li> <li>・事案発生後のアンケート・聴き取りの記録等</li> </ul> </li> <li>③被害児童生徒の保護者等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談(訴え)の記録・聴き取りの記録 等</li> </ul> </li> <li>④教職員等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任、部活動顧問、養護教諭等からの聴き取りの記録・生徒指導日誌の記録・SC・SSW等の面談の記録 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局より学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校に関係書類の提出を依頼する。</li> <li>○紙面だけの情報では不十分な場合は、学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校担当等の出席を求めることが想定される。</li> </ul>
(4) 当初調査で把握された情報の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当初調査で把握された情報を分析し、いじめの実態(有無)、学校の対応等について分析する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【いじめの実態に関する事】               <ul style="list-style-type: none"> <li>①いつ(いつ頃から)</li> <li>②誰から行われたか</li> <li>③どのような態様であったか</li> <li>④いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題点があったか</li> <li>⑤学校・教職員がどのように対応したか等</li> </ul> </li> <li>【学校の対応に関する事】               <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切であったか。</li> <li>②学校いじめ対策組織の役割は果たされていたか。</li> <li>③学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルは機能していたか。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○追加調査の必要性の有無を判断する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査の分析は、先入観を排除して、公平・中立的な立場から多面的な視点で行う。</li> <li>○重大事態発生に至る過程を丁寧に探ることが、当該児童生徒が重大事態に追い込まれる心理の解明につながる。</li> <li>○重大事態に直接つながる「直前のきっかけ」に目が向かがちだが重大事態を理解するためには、複雑な要因が様々に重なった「準備状態」(危険な心理状態に陥っていった状況等)に目を向ける。</li> <li>○当該児童生徒が置かれていた状況として、学校に関わる背景が主たる調査対象となる他、病気や障害等の個人的特性、家庭に関わる背景と、その対応状況についても対象となりうる。</li> </ul>
(5) 追加調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめの事実関係を明確にするうえで、当初調査で把握された情報では足りない情報を収集するために行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>【主な調査方法】               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害児童生徒や保護者への聴き取り調査</li> <li>・児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査</li> <li>・その他関係者又は専門家への必要に応じた聴き取り調査</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等への心理的な負担を考慮し、当初の調査と重複した調査とならないように配慮する。</li> <li>○児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、被害児童生徒及びその保護者の承諾を得るとともに、調査結果の取扱等について保護</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上の情報収集(SNS等)</li> <li>・加害児童生徒への聴き取り調査</li> </ul>	<p>者の理解を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○加害児童生徒からも聴き取りをし、公平性・中立性を確保する。</li> <li>○聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、複数で望むことが望ましい。(臨床心理士等の専門家の支援)</li> </ul>
(6) 追加調査の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○追加調査の結果を基に、当初調査で把握した情報だけでは明らかにならなかつたいじめの事実関係を明らかにする。</li> </ul>	
(7) 再調査のとりまとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報を整理する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」に区分し、それぞれについて「直接見聞きした情報」「重大事態発生前の伝聞情報」「重大事態発生後の伝聞情報」に区分し整理する。</li> <li>・整理した情報を、「事実関係が確認できしたこと」「事実関係が確認できなかつたこと」に区分して、時系列でまとめる。</li> </ul> </li> <li>○調査で得られた情報を総合的に分析評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「学校生活に関する要因」「個人的な要因」「家庭に関する要因」に区分し、重大事態への影響の程度をできる限り分析評価する。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○収集された情報の信憑性を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・量的に十分であるか。</li> <li>・質的に十分であるか。</li> </ul> </li> <li>○事実関係が確認できなかつたものがあれば、確認できなかつた情報として整理しておき、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとらない</li> </ul>
<p><b>●いじめの事実認定の判断基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初調査、再調査で得られた客觀証拠あるいは第三者による客觀性の高い説明により判断する。</li> <li>・上記がない場合は、当該児童生徒のメモ等の記述や当該児童生徒保護者及び関係児童生徒の主張等を吟味して総合的に判断する。</li> </ul>		<p><b>●当該行為の「いじめ」要件該当性の判断基準</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①当該児童生徒と一定の人間関係にあったか</li> <li>②当該児童生徒に心理的・物理的な影響を与える行為であったか</li> <li>③当該児童生徒が心身の苦痛を感じていたか</li> </ul> <p>以上の3要件に該当するかで判断する。(法第2条より) ※いじめの行為の質(悪質性)による観点で評価せず、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。</p>
(7) 再発防止策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再発防止策を検討しまどめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策をまとめる。</li> </ul>
(8) 報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査結果を基に報告書を作成する。 【報告書の内容】  <ol style="list-style-type: none"> <li>①はじめに</li> <li>②概要</li> <li>③再調査の趣旨と調査方針</li> <li>④調査内容 (再調査で明らかになった事実)</li> <li>⑤いじめと重大事態発生との因果関係</li> <li>⑥まとめ (いじめの有無、当該事案の対処について提言)</li> <li>⑦再発防止策についての提言</li> <li>⑧おわりに(審議経過等)</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再調査を実施する事由となつた項目を主要論点として構成する。</li> <li>○わからぬことについては、その旨を率直に記載する。</li> <li>○報告書を公表する段階においては、関係者に配慮して公表内容を決める。</li> <li>○調査により把握した情報の記録は、県の文書管理規則に基づき適切に保存する。</li> </ul>

(9) 報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○作成した報告書を知事に提出する。</li>   <li>○学校設置者(県教委、学校法人)及び当該学校に再調査結果を報告する。</li>   <li>○被害児童生徒及び保護者への報告は、再調査委員会委員長が行う。</li>   <li>○加害児童生徒及び保護者への報告は、学校設置者(県教委、学校法人)及び学校が行う。</li>   <li>○調査結果の公表について判断する。</li>   <li>○報道対応は、再調査委員会委員長が行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者が、調査結果に係る所見をまとめた文書を報告書に沿えることができることを予め伝えておく。</li>   <li>○学校設置者及び学校は、再調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。</li>   <li>○事前に説明していた調査方針に沿って説明する。また、加害児童生徒及び保護者への情報提供の方針についても予め確認する。</li>   <li>○学校設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に説明した方針にしたがって、加害児童生徒及び保護者に対して説明する。</li>   <li>○調査結果の公表は、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響を総合的に勘案して判断するが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。</li>   <li>○調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。</li>   <li>○報道機関等の外部に公表する場合、児童生徒のプライバシーに十分配慮し、正確で一貫した対応を、誠意をもって行う。また、他の児童生徒・保護者に対しても可能な限り事前に調査結果を報告する。</li> </ul>
--------	--	--

## いじめの重大事態の調査に関するガイドライン



文部科学省

令和6年8月改訂版

## 目 次

はじめに	- 1 -
第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的	- 3 -
第1節 重大事態調査を実施する目的	- 3 -
第2節 重大事態調査に対する平時からの備え	- 5 -
第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え	- 6 -
第1節 学校における平時からの備え	- 6 -
第2節 学校の設置者及び学校の基本的姿勢	- 7 -
第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢	- 9 -
第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢	- 9 -
第2節 重大事態調査中における学校の対応	- 10 -
第3節 対象児童生徒・保護者への接し方	- 10 -
第4節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応	- 10 -
第4章 重大事態を把握する端緒	- 12 -
第1節 重大事態の定義	- 12 -
第2節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応	- 14 -
第5章 重大事態発生時の対応	- 16 -
第1節 重大事態の発生報告	- 16 -
第2節 重大事態発生時の初動対応	- 17 -
第6章 調査組織の設置	- 20 -
第1節 調査主体の決定	- 20 -
第2節 調査組織の構成の検討	- 22 -
第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	- 25 -
第1節 事前説明等を行うに当たっての準備	- 25 -
第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明	- 26 -
第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等	- 30 -
第8章 重大事態調査の進め方	- 31 -
第1節 調査の進め方にについての事前検討	- 31 -
第2節 調査の実施	- 31 -
第3節 調査報告書の作成	- 35 -
第9章 調査結果の説明・公表	- 39 -
第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明	- 39 -
第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明	- 40 -
第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表	- 40 -
第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護	- 42 -

第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応	- 42 -
第2節 調査報告書の提示・提供について	- 42 -
第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係	- 43 -
第11章 調査結果を踏まえた対応	- 44 -
第1節 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援	- 44 -
第2節 調査報告書で提言された再発防止策の実施	- 45 -
第3節 調査後における学校の設置者において検討を要する事項	- 45 -
第12章 地方公共団体の長等による再調査	- 46 -
第1節 再調査の概要	- 46 -
第2節 再調査の進め方	- 47 -
第3節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応	- 47 -
【別添資料1】	- 48 -
【別添資料2】	- 49 -
«参考»法・基本方針の関連する規定	- 51 -

## はじめに

### (本ガイドラインの目的と位置付け)

- 平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」が施行され、同年10月11日には、「いじめの防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定）」が定められました。
- 法では、学校の設置者及び学校は、以下の場合には重大事態として、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態を明確にするための調査を行いうる求められています。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第1号（1号重大事態（生命心身財産重大事態）））。
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（法第28条第1項第2号（2号重大事態（不登校重大事態）））。
- 文部科学省が設置する「いじめ防止対策協議会」（令和5年度からは文部科学省及びこども家庭庁の共同設置）が、平成28年11月に取りまとめた「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」において、重大事態の調査の進め方にについてガイドラインを作成するよう提言があり、平成29年3月に文部科学省は、基本方針を改定するとともに、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則った適切な調査の実施に資するため、いじめの重大事態の調査に關するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を作成しました。
- しかしながら、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができるないかたために、児童生徒に深刻な被害を与える事態も明らかにしている状況です。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていますことから、ガイドラインの改訂を行うこととしました。
- また、不登校重大事態については、「不登校重大事態に係る要素も本ガイドラインに盛り込み、国の方針を一本化することとしました。
- 重大事態調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うとともに、学校の設置者及び学校は、そのような中で詳細な事実関係を把握し、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばよいか、同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かといつたことについて検討していくことが求められます。
- 本ガイドラインは、重大事態調査を行なう各学校の設置者及び学校並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ、円滑かつ適切に調査を行なうよう、文部科学省において、これまでの重大事態調査の実施状況を踏まえつつ、「いじめ防止対策協議会」での議論を受けて、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものです。
- 各学校の設置者及び学校は、本ガイドラインの内容を踏まえて調査に当たつていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、調査組織の判断の下、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。
- なお、本ガイドラインでは、記述内容の趣旨が明確に伝わるよう、関係法令や基本方針を踏まえて、行うことが求められる事項は、「～するものとする」、「～が必要である」といった表記をしています。法の趣旨や過去の重大事態調査の実施状況及び有識者の議論を踏まえて、取り組むことが望ましいとされる事項は、「～が望ましい」と表記しています。事案の特性や対応する事項については、「～することが考えられる」と表記しています。

象児童生徒の状況等により複数の選択肢が考えられ、文部科学省として考えられる方策を例示する事項については、「～することが考えられる」と表記しています。

- なお、令和5年4月、こどもの権利利益の擁護や意見表明などについて規定されたこども基本法（令和4年法律第77号）が施行され、また、「こどもまんか社会」の実現を目指し、こどもやその家庭に関する施策を推進することも家庭庁が監督されたことから、本ガイドラインは、こども基本法の理念を踏まえるとともに、こども家庭庁との協議を経て作成されています。その他、警察庁、個人情報保護委員会等関係省庁との協議を経て作成しています。

### (本ガイドラインの構成・用語の定義等)

- 本ガイドラインでは、第1章から第3章までは、調査の目的や平時からの備え等一般的な事項をまとめています。第4章から第9章までは、実際に重大事態が発生した場合における流れに沿って段階ごとに個別事項をまとめています。
  - 第10章は、個人情報保護に関する事項、第11章及び第12章は、調査終了後の対応と再調査に関する事項をそれぞれまとめています。
  - 各章は、冒頭に、その章のポイントと法・基本方針の関連する規定について記載し、その後、各章のテーマに沿って筋ごとにまとめています。
  - また、本ガイドラインに掲出する用語の定義は以下のとおりです。
- <本ガイドラインに掲出の用語の定義>
- 法……………いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
  - 基本方針……………いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
  - 背景調査の指針……………子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成23年6月（平成26年7月改訂））
  - いじめ……………法第2条第1項に規定する「いじめ」
  - 重大事態調査……………法第28条第1項に基づく学校の設置者又は学校が行う調査
  - 調査主体……………学校の設置者又は学校
  - 地方公共団体の長等……………重大事態調査の報告を受け、必要に応じて再調査を行う主体（文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事等）
  - 再調査……………地方公共団体の長等が、法第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項、第32条第2項に基づいて行う調査
  - 第三者委員会……………調査組織の構成員が全て第三者で構成されている調査組織
  - 対象児童生徒……………「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある児童生徒
  - 関係児童生徒……………いじめを行なった疑いのある児童生徒その他の当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒
  - いじめを行なった児童生徒……………関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行なったことになった児童生徒
  - 他の関係児童生徒……………関係児童生徒のうち、いじめを行なった児童生徒以外の児童生徒
  - 事業……………重大事態に關わる出来事、いじめ（疑いを含む）の経緯
  - ※ その他、上記にない用語の定義については、法及び基本方針で定められたとおりとする。

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余

- 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接担ふられる。これらのが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。  
また、被験者が生じる段階からも、該段階へ向けての対処及び再発防止策を講ずることにある。

- 法・基本方針の選定による規定》

(1) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

第23条、第24条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

④ 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査

i) 重大事態の発生と調査

③ 調査の趣旨及び調査主体について

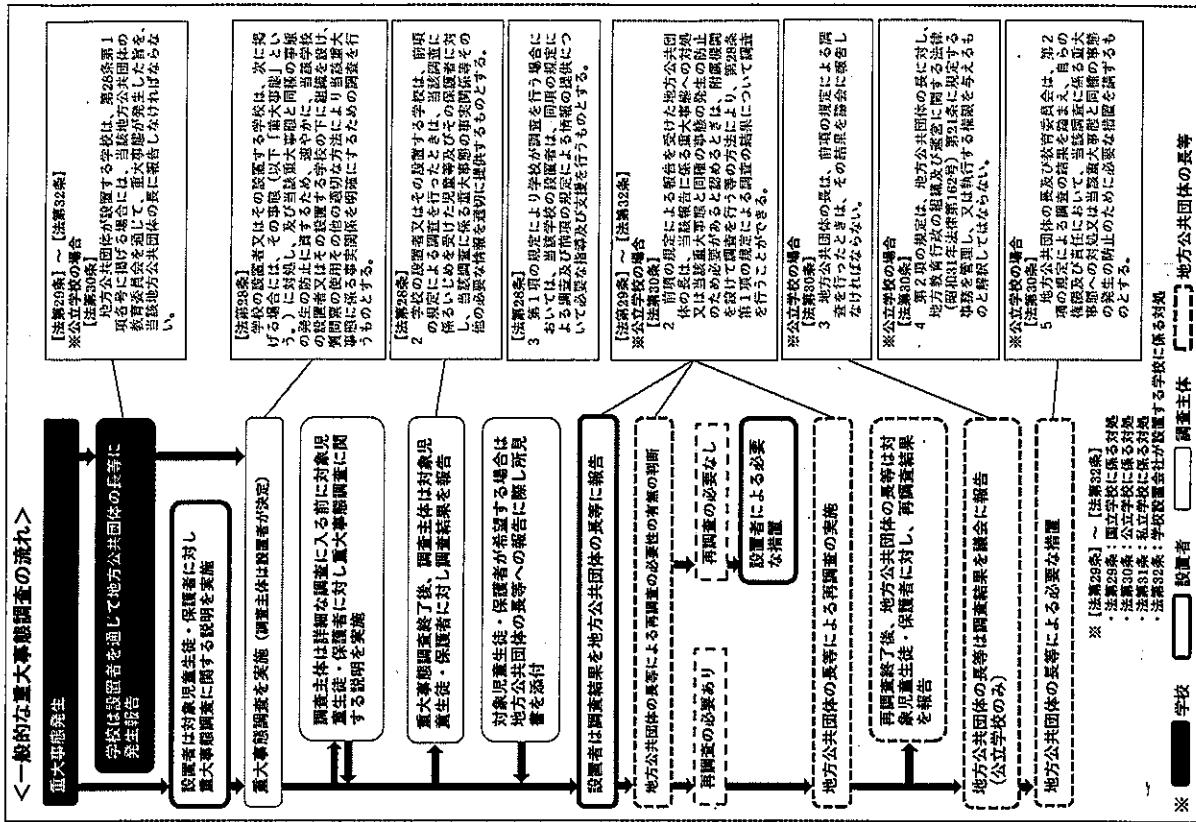
⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

要略の事能謂之大雷音



うかがふる。さすがに、おじいちゃんの言ひ方、うまい。

- 重大事態調査の大まかな流れは以下のとおりだが、重大事態の内容や事案の特性により、各調査組織において様々な進め方が考えられる。どのような進め方をとるにしても調査全体の流れは概ね同じである。



## 第2節 重大事態調査を実施する目的

- 重大事態調査は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対応（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策（学校の設置者及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的とした調査である。
- また、不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査のために含まれるところ、不登校の原因はいじめの被害も含めて複数的である場合も考えられることから、学校の設置者及び学校は、当該重大事態への対応として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）も踏まえ、学習支援（1人1人のニーズに応じた多様な学びの場の確保や1人1台端末を活用したオンライン指導等）や学校生活における悩みの解消等、対象児童生徒の個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行うことも求められる。
- この調査は、学校関係者や対象児童生徒をはじめとする児童生徒及びその保護者等の協力の下で行うものであり、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、当該いじめ行為が対象児童生徒の重大な被害に与えた具体的な影響等の説明が難しい場合も想定される。しかしながら、対象児童生徒の尊厳を保持し、同様の事態を二度と起こさないため、外部の専門家等の協力も得つつ、可能な限り正確に事実関係を明らかにするとともに、その結果をもとに、当該重大事態への対応及び再発防止に真摯に取り組むことが求められる。
- 学校の設置者及び学校は、事実にしつかりと向き合い、調査結果を踏まえて、対象児童生徒の心のケアや学びの継続に向けた支援、同様の事態の再発防止に主体的に取り組まなければなりません。
- また、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査することが求められる。その際、いじめの行為に係る具体的な対応に留まらず、学校の設置者及び学校として、日頃のいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうかを確認することも対象児童生徒の尊厳の保持と再発防止策を講ずるために必要である。
- なお、この調査が、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、この調査における調査結果が直接法律上の権利義務関係に影響を与えるものではない。
- 重大事態調査を実施する目的については、当該重大事態に関わる学校関係者、教育委員会等の学校の設置者、調査に携わる専門家や第三者及び関係する児童生徒の保護者も含めて取り組むことが何よりも重要であり、学校の設置者及び学校には、調査の開始前からこれら調査に関わる者の理解を得る取組が求められる。

## 第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

### 《第2章のポイント》

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応ができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- 学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

### 《法の関連する規定》

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
第7条、第8条、第13条、第14条、第22条、第23条、第24条、第28条

### 第1節 学校における平時からの備え

- 各学校においては、全ての教職員が、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解し、学校いじめ基本方針の効果的な運用により、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要であることは言うまでもない。しかし、前述のどおり、法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要である。
- 年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要であり、実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応することが求められる。
- また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明することも必要である。

- 法第22条に基づいて、全ての学校に設置され、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ対策組織は、学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織である。また、法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行い、重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うものである。
- したがって、各学校においては、校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定期会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方にについて、全ての教職員の理解を深める取組が重要である。

- 学校がいじめへの対応で判断に迷う場合や、児童生徒・保護者が法第23条第2項に基づいた準備を始めることや、適切な指導・助言を行うことが必要である。保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・陳述を行うなどの対応も考えられる。
- また、学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られるようにしておくことが望ましい。
- 重大事態調査を行った際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておくことが必要である。
- 重大事態調査を行った際は、正確な記録が必要であり、推測や感想のような記録は事実の検証が困難となる。「確認できた事項」と「確認できなかつた事項」等の情報が記録として残つていることが望ましく、例えば、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理することとも重要である。
- そのため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが考えられる。
- 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できることが望ましい。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められた場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して通知を行うことが重要である。
- 各学校においては、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるように平時から備えておくことが求められるが、そもそも、いじめを重視させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組むことが極めて重要である。その際には、基本方針に定めているところ、いじめはどうの子供にいるのか、どの学校でも起こりうるものであり、学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱ううえで、いじめの有無やその多寡のみを評価するものではないことに留意すること。また、当該の設置者や学校は、いじめの防止等のために必要な措置を講ずる義務を有していることにも留意すること。なお、各学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応の取組については、文部科学省がこれまでに発出した通知等を参考として対応する。  
<参考資料>  
文部科学省におけるいじめ防止対策（法令・方針・生徒指導指要等） | 文部科学省  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shtout/seisoshidou/1802904.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shtout/seisoshidou/1802904.htm)
- 二ども家庭庁におけるいじめ防止対策 | 二ども家庭庁  
<https://www.dfa.go.jp/policies/jime-boushi>

## 第2節 学校の設置者における平時からの備え

- 学校の設置者は、その設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行うことが必要である。その中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向け

- 学校の設置者は、いじめへの対応に当たっては、福祉・医療等に關する相談・支援を要する場合も少なくないことから、各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられるようにしておくことが有効である。
- 重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行なうことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示しておくことが望ましい。
- また、重大事態が発生した場合、学校の設置者は、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断することとなる。
- 教育委員会は、法第14条第3項に基づいて設置される附属機関を重大事態調査を行うための組織とともに考えられる。
- 重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する専能団体や大学、学会等との連携体制の構築に取り組むことが求められる。
- 具体的には、専能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得たもの手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、候補等に要する予算を確保するなどの準備を行っておくことが望ましい。
- 職能団体等との連携については、各市区町村単位で対応することが困難であることとも考えられることから、特に都道府県教育委員会においては、城内の市區町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得たための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、城内の市區町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携することが望ましい。
- 国公立大学附属学校及び私立学校の設置者は、単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求める、職能団体等を通じた委員候補者の推薦を行うことが望ましい。

### 第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

#### 《第3章のポイント》

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

#### 《法・基本方針の開示する規定》

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
第23条、第28条

#### ④ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

#### ⑤ 重大事態への対処

#### ① 学校の設置者又は学校による調査

#### ② 重大事態の発生と調査

#### ③ 事実関係を明確にするための調査の実施

### 第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢

- 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒やその保護者の「いじめ」の事実関係を明らかにしたい、「何があつたのかを知りたい」という切実な思いを理解し、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが必要である。

- 学校の設置者及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組まなければならぬ。そのためには、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「どのような事態になつたのはこれまでの学校いじめ防止基本方針の内容や運用にどのようにような課題があり、事業終了後においてもどのような不都合なことがあつたとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応にいたとえ不都合なことがあつたとしたとして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが求められる。

- 重大事態調査を適切に実施するに当たって、学校の設置者及び学校（これらの調査主体から依頼を受けた調査組織の調査委員を含む。）は、以下の視点をもちながら取り組むことが必要である。
  - 調査には真摯な態度で取り組むこと
  - 公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
  - 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
  - 事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があつたかについて検証し整理すること
  - 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

### 第2節 重大事態調査中における学校の対応

- 対象児童生徒が卒業してしまったなどの場合でなければ、対象児童生徒・関係児童生徒の学校生活が続いている。学校の設置者及び学校が、重大事態調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を確かにしてはならない。こうした認識が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない。なお、対象児童生徒・関係児童生徒から事情を聞くことなく、一方的な指導を行わないよう留意する。
- いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対応するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。（令和5年2月7日付け「いじめ問題への対応について（通知）」を踏まえ、警察に相談・通報すべきいじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに情報共有を行い、警察と連携して対応しなければならない。
- また、学校のみで対応するか判断が迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（「学校・警察連絡員」等）に相談・通報すること。それ際、警察に相談・通報を行った事案については、学校の設置者にも共有すること。
- 重大事態調査の対応と並行してこれらとの取組を行う必要があるが、迅速かつ適切な対応をとるためには、当該重大事態に対する校内体制を、重大事態調査の実施やその対応を行うチームと児童生への必要な支援及び指導を行なう2チームの2チームに分けて対応するなど同時に並行で対処できる体制構築が求められる。また、同時に複数の重大事態が発生した学校や小規模校等では、対応に当たつて困難を伴うことが考えられるため、このような場合には、学校の設置者も積極的に支援に取り組むことが必要である。

### 第3節 対象児童生徒・保護者への接し方

- 児童生徒に重大な被害（自殺や不登校等）が発生した際に、学校外のことでの児童生徒が悩みを抱えていたと考えられるとしても、学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、全容は分からないとということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。
- 状況を把握できていない中で断片的な情報を発すると、それが一人歩きしてしまうことに注意する。また、対象児童生徒やその家庭に問題があつたと發言するなど、対象児童生徒・保護者の心情を害することは厳に譲れ。

### 第4節 対象児童生徒・保護者が望まない場合の対応

- 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、学校の設置者及び学校として、自らの対応を振り返り、検証することは必要となる。それが再発防止につながり、又は新たな事実が明らかになる可能性もある。

- 重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず<sup>6</sup>、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明瞭かにしないまま行うことも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を把握し、例えば関係児童生徒等への聞き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法を工夫しながら調査を進めることができます。また、調査報告書を公表しないこともあります。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進める方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。

## 第4章 重大事態を把握する端情

### 《第4章のポイント》

- 重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考とし、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- 不登校重大事態については、年間30日の欠席を日安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- 児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあつたときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行なうことが考えられる。

### 《法・基本方針の闡述する規定》

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
第16条、第22条、第23条、第24条、第28条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）  
4 重大事態への対処
  - (1) 学校の設置者又は学校による調査
    - i) 重大事態の発生と調査
    - ① 重大事態の意味について
    - ⑥ その他留意事項

## 第1節 重大事態の定義

- (1) 重大事態の定義
- 法第23条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第2号）とされています。
- 改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態と言へ、この段階から対応を開始することを認識しなければならない。なお、調査結果において、いじめと重大な被害との関係が一切認められないなどの結論に至った場合でも、そのことにより過激的に重大事態に該当しないことになるわけではない。
- 重大事態の判断を行うのは、学校の設置者又は学校として判断したといふことであり、各学校のみによる判断ではなく、学校の設置者又は学校として扱われた事例等を参考としつつ、法第23条第

2項や法第24条に基づく調査を通じて、いじめにより生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑い又はいじめにより不登校を余儀なくされている疑いがあると判断した段階から対応を開始する必要がある。なお、基本方針に記載のとおり、法第23条第2項や法第24条に基づく調査によりいじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められる。ただし、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行わないことも考えられる。

- 不登校重大事態については、不登校の定義を踏まえ、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しており、その要因としていじめが考えられるようなる場合には、学校は、欠席期間が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかつた。学校は、欠席日数が30日を超えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定の児童からのいじめが大きいことが分かった。重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかつた。

- ② 不登校重大事態は、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされているが、欠席が30日以上ある生徒について、欠席の原因にいじめの疑いがあることを担任及び学年主任は把握していたものの、学校いじめ対策組織との共有がななかつたため、組織的な支援や重大事態としての認定を行ふことができず、対象生徒はその後学校に登校することをやめた。
- ③ 不登校重大事態は、欠席日数が年間30日であることを目安としているが、基本方針に記載のとおり、「(いじめが要因で)児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、(年間30日の)上記目安にかかるらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要」である。しかしながら、対象児童が連続して欠席する直前にクラスメイトとの間でトラブルがあつたと学校は把握していたが、欠席日数が30日に至らないとして重大事態として取り扱わなかつた。学校は、欠席日数が30日を超えてから重大事態として調査を行い、登校できない背景として特定の児童からのいじめが大きいことが分かった。重大事態として早期に調査を開始し、迅速に支援策を講じることができず、結果として、登校しない時期が長く続いたため、対象児童がその後学校に登校することはなかつた。

## 第2節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- いじめは、学校や教職員の見えないとこで起きることも多くあり、児童生徒や保護者の情報は、学校が知り得ない極めて重要な情報である。そのため、1人1台端末の活用等も含め、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあつた場合には、法第23条第2項の規定に基づき、学校いじめ対策組織において、必要な聞き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認することが求められる。
- その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、当該児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けるとともに、当該教職員が抱え込むのではなく、その後、学校いじめ防止対策組織や多種種の関係者と連携し、適切な対応につなげていくことが求められる。
- また、児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあつたとき（人間関係が原因で身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。なお、申立て時点において、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、児童生徒の保護や、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことことが重要であり、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。法第28条第1項では、「疑い」がある段階で調査を行うとしていることから、確認の結果、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の

- (2) 重大事態として早期対応しなかつたことにより生じる影響
- 「いじめにより重大な被害が生じた疑い」が生じてもなお、学校が速やかに対応しなければ、この点、当該児童生徒が欠席していることから、不登校重大事態の定義には該当しない。そのため詳細な調査を行わないなどといった対応がとられることが望まれる。
  - 学校の設置者及び都道府県私立学校担当部局は指導を行うことなどが望まれる。
  - 学校が重大事態に該当するか否かの判断に迷う場合には、迅速に学校の設置者に相談を行い、その時点で把握している情報を踏まえて、両者の協議の上判断する。また、判断の参考とするため、弁護士等の専門家から助言を得ることも考えられる。
- 【重大事態として早期対応しなかつた事例】
- ① 生徒間での暴力行為が発覚し、被害生徒は骨折等の大怪我を負つたが、被害生徒保護者から「子供同士のことなので大事にしないでほしい」と要望があつたこともあり、学校は、法第23条第2項に基づく事実確認を通じていじめを認知し、加害生徒らへの指導のみ行つたものの、重大事態として調査を行わなかつた。当該事例発生後、被害生徒は登校を諦めるようになり、1か月後に自殺団を図つた。自殺未遂後に重大事態として調査が行われ、他にもわいせつ行為やSNS上のいじめ等、多数のいじめが認定され、長期にわたり深刻ないじめが発生していたことが発覚した。

要件に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行ひ、詳細な事実関係の確認等を行う必要がある。

- なお、いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるためには、例えば、いじめの事実が確認できなければなりません。  
● 保護者からの重大事態の申立てがあった場合について、家庭における児童生徒の様子は学校では知り得ない情報であって重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てる必要がある。電話や口頭でのやり取り終始し、学校と保護者の対応が遅れる事例から、別添資料2のような様式を活用して、保護者に具体的な状況を記入してもらい、申立てを受ける際に円滑な意思疎通を図ることや、訴えを正確に把握し、それを踏まえて迅速な対応につなげることが考えられる。
- なお、当該様式は申立てに際して円滑な意思疎通等を図るために活用するものであり、こうした書面の記入がないことを理由に、電話や口頭での相談に対応せざり重大事態として取り扱うべき事案の対応が遅れるようなることがあってはならない。
- また、児童生徒等からの重大事態の申立てがあつた場合においても、当該様式を参考として、具体的な状況を記入してもらい、又は話を聞き取った教職員等が代わりに記入し、その内容を児童生徒等に確認する等円滑な意思疎通等を図るなども考えられる。
- 児童生徒の退学や転学後に重大事態の申立てが行われる場合もある。このような場合には、重大事態が発生した前と在籍時ににおいて詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聞き取り等には現在籍校の協力も不可欠である。
- 前在籍校と現在籍校それぞれの学校の設置者が實質的に関与し、連携して調査を進めることが必要になる。
- また、既に卒業した児童生徒・保護者が、在籍時のいじめの重大事態について申立てを行う場合も想定される。児童生徒からの卒業後に調査を行う場合には、過去の出来事について児童生徒らの記憶が曇昧になりやすいために加え、児童生徒に係る資料が保存期間を経過して不存在となる場合があることや、関係する卒業生に連絡が取れない場合もあり得ることなどから、調査は困難を伴うことなどが想定される。
- しかしながら、重大事態の場合には調査を行うことが必要であり、学校の設置者及び学校は、再発防止のためにどのような調査が可能かを検討する必要がある。
- 例えば、卒業した学校から（学校が把握している情報をもとに）卒業生の保護者を通じて調査への協力を求めるなどの方法が考えられる。

## 第5章 重大事態発生時の対応

《第5章のポイント》
● 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
● 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないとすることが必要である。
● 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。
《法・基本方針の関連する規定》
⑥ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
第29条、第30条、第31条、第32条、第35条
⑦ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
4 重大事態への対処
（1）学校の設置者又は学校による調査
（2）重大事態の発生と調査
（3）重大事態の報告

### 第1節 重大事態の発生報告

（1）学校の設置者への報告、支援要請
● 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
● 法において、報告先は以下のとおり規定されている。
① 国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣
② 公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長
③ 公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長
④ 私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事
⑤ 学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長
● この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言・支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
● 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生の報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識する必要がある。

- 公立学校で重大事態が発生した場合には、教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明することが望ましい。また、重大事態としての対応が始まつた後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告することが望ましい。
- 国公立大学の附属学校や私立学校、学校設置会社が設置する学校においても、法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行うことが望ましい。

## (2) 地方公共団体の長等への報告、必要な連携

- 地方公共団体の長等へ報告する事由について法律上の規定はないが、地方公共団体の長等が必要な情報を共有し、調査を行っての体制構築に係る支援や当該重大事態への対処に係る支援を求めるなどの連携を行なうことができるよう、少なくとも以下の事項については、重大事態発生時点の状況として報告を行うことが望ましい。その際、公立学校においては、調査に要する費用や調査の実施体制について地方公共団体の長と教育委員会とで確認することが考えられる。
- 報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）
- ※その時点で把握している事実関係を記載すること
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項において、いじめ重大事態による措置等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議において教育委員会と首長が協議・調整する事項とされている。これを踏まえ、公立学校の場合、地方公共団体の長の判断等により、総合教育会議を開催し、速やかに、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する必要がある。対象児童生徒が自殺している場合は協議の場として実質的に機能するよう開催することが考えられる。
- 教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態について取り扱う場合には、会議を非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮を行う必要がある。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。

- て、いじめ重大事態による措置等の「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」について総合教育会議において教育委員会と首長が協議・調整する事項とされている。これを踏まえ、公立学校の場合、地方公共団体の長の判断等により、総合教育会議を開催し、速やかに、地方公共団体の長と教育委員会とで十分な意思疎通を図り、緊密に連携して対応する必要がある。対象児童生徒が自殺している場合は協議の場として実質的に機能するよう開催することが考えられる。
- 教育委員会会議や総合教育会議で個別の重大事態について取り扱う場合には、会議を非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮を行う必要がある。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。

## 第2節 重大事態発生時の初動対応

- (1) 初動対応の概要
  - 重大事態調査を遅らなく始めるためには、学校の設置者及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応が必要である。
  - いじめにより重大な被害が生じた疑いのある段階から調査の実施に向けた準備を開始しなければならないことを当該学校の教職員が理解し、自分事として調査の実施に向けたと判断した場合には、地方公共団体の長等への報告などを判断し、調査の実施に向けて必要な準備をとどまることが求められる。特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において
- (2) 資料の収集・保存
  - 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかることが求められる。例えば、学校が定期的に実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校における会議の議事録及び学校として平時から記録の作成や保存が重要である。
  - 調査中に関係資料（アンケートの質問票や聽取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄するとのないようにするために、「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要がある。この点、アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聽取の結果をまとめた文書等は、指導要領の保存期間を跨えて5年とすることが望ましい。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を定めることが必要であり、5年とすることが望ましい。
  - 再調査の際に重大事態調査実施時に収集した関係資料が破棄されており、聞き取り等を最初からやり直すこととなつた事例があつたため、上記保存期間を日付としつつ、保存期限が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ておくことが望ましい。

### (3) 報道等への対応

- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援することが求められる。
- 学校の設置者及び学校として重大事態の発生を公表する前に報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応の担当者は（基本的に）は校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要である。
- 重大事態発生直後、十分な情報を得られない段階では、主觀や思い込みで発言してはならないことに特に注意する。
- 事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

### 第6章 調査組織の設置

#### 《第6章のポイント》

- 調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- 特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- 専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。
  - ① 対象児童生徒は自殺又は自殺が疑われる重大事態
  - ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
  - ③これまでの経緯から学校の対応に課題があつたことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

#### 《法・基本方針の関連する規定》

- ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
第14条、第22条、第28条
- ◎ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）  
4 重大事態への対処
  - (1) 学校の設置者又は学校による調査
    - i) 重大事態の発生と調査
    - ii) 調査の趣旨及び調査主体について
    - iii) 調査を行うための組織について
    - iv) 調査を行ううえで留意すべき事項

### 第1節 調査主体の決定

- (1) 調査主体を決める
- 法律上、重大事態調査は学校の設置者又は学校が行うものとされており、学校の設置者が主体となるか、学校が主体となるかの判断は個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者が行うものとする。
- なお、基本方針に記載のとおり、「従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られない」と学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する」ことが必要である。
- 学校主体となる場合も法第28条第3項に基づき、学校の設置者は、学校に対して必要な指導及び人的配置や調査に要する費用を含む適切な支援を行わなければならない。
- なお、不登校重大事態については、これまでに詳細な事実関係の確認や再発防止策の検討だけでなく、対象児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けており、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は対象児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえて、引き続き、原則として学校主体で調査を行うこととする。

- ただし、従前の経緯や事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、調査目的を達成できないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると学校の設置者が判断する場合には、学校の設置者主体として調査することを妨げるものではない。

- (2) 調査組織の種類
  - 調査主体は上記のとおり学校の設置者又は学校となるところ、実際に調査を行う組織について概ね以下のようないき方で考えられる。調査主体において、「第2節 調査組織の構成の検討」を踏まながら、個別の重大事態の状況に応じて適切な調査組織を設置する。

#### 【学校の設置者主体の場合に考え方される調査組織】

- ※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

#### ① 教育委員会等方式

- 教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

#### ② 第三者委員会方式

- 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- 公立学校の場合は、法第14条第3項に基づき教育委員会に設置される附属機関において実施することも考えられる。
  - なお、第三者委員会方式の場合には、事務局機能（例えば、調査委員会の会場確保や調査委員の日程調整、聴き取りを実施した場合の反訳作業等）を担う者が必要となるが、一般的には、学校の設置者の担当部局が担う。

#### 【学校主体の場合に考え方される調査組織】

- ※専門家及び第三者の考え方については、第2節(2)を参照

#### ① 学校いじめ対策組織方式

- 各学校に設置されている学校いじめ対策組織の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織。
- 公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

#### ② 第三者委員会方式

- 全ての調査委員が第三者で構成された調査組織。
- 事務局機能は、学校において重大事態と直接関係のない職員が担うことが考えられる。

## 第2節 調査組織の構成の検討

### (1) 基本的な考え方

- 重大事態調査の調査組織の構成をどのようにするかは、調査主体にとって最も重要な検討事項になり、委員の専門領域や必要な人数については、事案の特性等を踏まえ、調査主体において判断することが求められる。個別の重大事態によつては、調査組織の構成を決定するまでに多くの時間・労力を要する場合もあり、第7章の対象児童生徒・保護者に対する調査実施前の事前説明と併せて検討を進めていくことが必要になる。
- 対象児童生徒や保護者が、第三者が調査に関わることを望んでいない場合等特段の事情がある場合は、第三者を加えた調査組織となることが望ましい（学校の設置者主体の場合の①教育委員会等方式のうち、第三者性が確保されたもの、②第三者委員会方式、学校主体の場合の①学校いじめ対策組織方式のうち、第三考性が確保されたもの、③第三者委員会方式）。
- 調査組織の構成は、従前の経緯や事案の特性等を踏まえつつ、公平性・中立性を確保し、客観的な事実認定を行うことができる体制を検討する。具体的には、第三者となる者を調査組織に加えることのほか、法律、医療、心理、福祉等の専門的見地から充実した調査を行いうこができるよう専門家を加えることが考えられる。この第三者と専門家は同じ者であっても構わない。
- 事案の特性等を踏まえることについては、例えば、少なくとも以下のような事案においては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、委員の専門領域や必要な人数については、調査主体において判断することが求められるものの、調査組織の構成について特に熟慮が必要な高い事案と考えられる。

### ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態

- 「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針」では、詳細調査について、児童生徒の自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目的としており、弁護士や医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等で構成される調査組織で調査を行うよう努めるものとしていることを踏まえ、公立学校における調査の主体は特段の事情がない限り、学校の設置者である教育委員会とし、背景調査の指針に基づいて対応することが必要である。
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
    - 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しており、児童生徒の間で主張の食い違いがある場合など事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにしていくことが難しいと考えられる重大事態では、専門家を交えつつ、客観的な視点から事実認定を行うことができる体制構築が必要である。
  - ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があつたことが明らかであるなどの学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている場合などに
    - 対象児童生徒の保護者等と学校との間で不信感が生まれてしまっている場合は、公平性・中立性を確保する必要性が高く、第三者を複数名加えるなどにより、調査結果の信頼性を高めることが必要である。

- また、これらに該当しない事案であっても、専門的見地からその詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高いと考えられる事案については、専門家及び第三者の参画を積極的に検討することが望ましい。

#### (2) 専門家及び第三者の考え方

- “専門家”とは、法律、医療、教育、心理、福祉等の専門的知識及び経験を有するものであり、具体的には、弁護士や医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が想定される。
- “第三者”とは、基本方針において、「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者」と示している。
- 「当該いじめ事案の関係者」とは、重大事態が発生した学校関係者や関係する児童生徒・保護者を指している。
- よって、例えば、重大事態が発生した学校を担当する弁護士（スクールロイヤー、顧問弁護士等）や心理・福祉の専門家（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等）が重大事態調査に委員として参加する場合、専門家の観点から加わることは適切であると考えられるものの、第三者と位置付けて加えることは適切とは言えないため、別の第三者を確保する必要がある。
- この点、専門家を調査組織に加える場合には、専門家でもあり第三者でもある者を加えることが適当と考えられるところ、その場合には、職能団体や大学、学会に対して、直接の人間関係又は特別の利害関係がない公平・中立的な専門家の推薦を依頼し、任命することが考えられる。
- その際、対象児童生徒・保護者から推薦に当たつての専門家の専門性等について要望があれば併せて伝えることが考えられる。

- 職能団体等からの推薦は、公平・中立に行われるものであり、職能団体等からの推薦を経て、調査組織に加わる者については第三者が確保されていると考えられる。ただし、推薦のあつた者が当該重大事態の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していないか調査主体においても確認が必要である。
- 例えば、城内の他の学校を担当するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、地域で活動する弁護士や医師、学識経験者等が、職能団体等からの推薦を受けて“第三者”的立場からも調査組織に加わる場合について、当該重大事態が発生した学校と同じ地方公共団体内で職務に従事していたとしても、これまで当該学校での勤務実績がなく、当該重大事態の関係者との関わり（相談・支援等）が認められないなど、直接の人間関係又は特別の利害関係がなければ、第三者性は確保されていると考えられる。

#### (3) 調査組織を常設とした場合の対応

- 重大事態調査を担う調査組織を法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関が担うなど常設の調査組織とする場合がある。
- 常設の調査組織の委員の人選についても職能団体等からの推薦により公平性・中立性を確保することが望ましく、運営規約等において委員の任期や委員長の選出方法、当該調査組織が担う役割、業務等を予め定めておくとともに、公平性・中立性が確保された組織であると示しておくことが考えられる。

- また、当該組織が平時から学校の設置者及び学校のいじめ防止対策について明言等を行う組織であった場合、当該組織が重大事態調査を行うことについて外部から公平性・中立性の観点から疑義を呈されることがある。
- 学校の設置者においては、当該組織の設置目的や位置付けには、当該組織に第三者に当たる者を追加して調査を行うことや当該組織の下に別途個別重大事態の調査を行うための部会やワーキングを設置することが考えられる。
- また、平時から学校等と当該組織の関わりがある場合には、当該組織を行なう場合には、当該組織と当該組織の下に別途個別重大事態の調査を行なうための部会やワーキングを設置することが必要である。

## 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によつて対応が変わることもあり、そうした場合には臨機応変に対応することも予め説明するなど、理解を得ようが説明に努めることが望ましい。
  - 重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、学校の設置者及び学校の不適切な対応により対象児童生徒や保護者を深く傷つける結果となつたことが明らかである場合は、学校の設置者及び学校は、詳細な調査の結果を持たずして、速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行う。
  - 例えば、以下のようないかだ対象児童生徒・保護者の心情を察する考え方がある。
- ※家庭にも問題がある等の発言（対象児童生徒をとりまく状況は、公正・中立に行う重大事態調査の段階で確認されるものであり、学校が堅々と発言すべきものではない。）
- ※持ち物（遺品等を含む。）を返還する際の配慮のない対応（一方的に対象児童生徒・保護者の自宅に送付することなどや返還せずに処分することはあるではない。）
- 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進める。
  - 関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

### 第7章のポイント

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることにつながる。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整つた段階で説明する事項があり、2段階に分けで行うことなどが望ましい。
- 重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者への説明が必要である。
- 調査の目的について理解を得るとともに、調査事項や調査組織の構成等について認識のすり合わせ等を行うことが円滑な調査の実施につながる。

### 第1節 事前説明等を行うに当たつての準備

- この事前説明は、一方的に説明をすれば足りるといふことではなく、対象児童生徒・保護者が何を求めているか、どういったところに疑問をもつているのかなど真意をよく聞き取りつつ、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ることが必要である。
- 事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進めていくことが求められる。

#### (2) 説明の準備

- 説明に当たつては、はじめに調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の挨拶を行う。
- 説明者は、学校の設置者又は学校が行う場合と、第三者委員会の委員長等が行う場合を考えらるが、状況に応じて適切に判断する。
- 説明内容については、以下第2節の説明事項をもとにを行うこととし、その際、どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考え方を同じものなどを整理しておくことが必要である。
- 説明時には、複数名が同席し、説明者、記録者などの役割を決めておく。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられ、録音や記録者の準備をしておくことも重要である。ただし、大人数が同席すると、それだけで不安感を覚える児童生徒もいることから、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場の設定や説明者の人数等に配慮する。

#### (3) 説明時の注意点

- 「はじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。
- 例えば、重大事態調査を実施していない段階で、過去の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

- ### 第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明
- 対象児童生徒・保護者への説明事項
  - 対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど説明内容を「見える化」することが望ましい。
  - 事前説明は、大きく2段階に分けて行うことが考えられる。以下のとおり、当該事案がいじめ重大事態に当たると判断した後（すなわち、重大事態調査を行うこととなつた後）速やかに説明・確認する事項がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

- |                    |  |
|--------------------|--|
| ① 重大事態の別・根拠        | 1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。<br>学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。   |
| ② 調査の目的            | 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接受ける目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。<br>その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことでも想定されるごとにについて触れる。 |
| ③ 調査組織の構成に関する意向の確認 |  |

- 調査組織の構成について公公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した上で、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聞き取り等を行なうことを要望があるかどうかを確認する。
  - 職能団体等を通じて推薦する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されることと考えられるうこと、職能団体等における推薦の手続きには時間が必要となることに対応する。
  - 対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦することを説明する。
- ④ 調査事項の確認**
- 調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
  - 児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認**
- 対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聞き取り等を行う対象者等についても要望があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聞き取り等を行なう場合があることについても触れる。
  - 事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聞き取り等をやめてほしいと断言している場合には、関係児童生徒への聞き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行なうことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聽き取る。
  - その際、関係児童生徒等への聞き取りを行わない場合には、じめ行為を含む詳細な事実関係の確認、じめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。
  - 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介
  - 対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。
- 【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】**
- ① 調査の根拠、目的**
- 調査の根拠、目的について説明する。
- ② 調査組織の構成**
- 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、

- 公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる。
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）**
- 対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
  - 実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まつてから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。
  - そのため、定期的に及び適時タイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- \*経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節（6）を参照
- ④ 調査事項・調査対象**
- 重大事態の調査において、どのような事項（対象とするじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
  - なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聞き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
  - また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体制的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなつた段階で、適切に説明を行う。
  - 調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順）**
- 重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
  - その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。
- ⑥ 調査結果の提供**
- 法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
  - また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
  - 関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
  - なお、調査の過程で収集した聞き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。

- 例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイミングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があります、提供の希望がある場合にはそのような対応をすることについて説明する。
- 公表についても、学校の設置者等として公表に当たつての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
  - 調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理制度規則等に基づき行うことにつれ、文書の保存期間を説明する。
- ⑦ 調査終了後の対応
- 法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。
  - 重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
  - 一方で、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
  - 調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができるなどを説明する。

#### (2) 対象児童生徒・保護者への説明に当たつての留意事項

- 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際は、その都度、説明内容を事前に対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に伝える必要があります（公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解をとるよう努めること。）。
- 事前に説明等が行われない場合、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者は内容を報道等で先に知ることとなり、それが学校等に対して不信を抱く原因となることを、学校の設置者及び学校は理解する必要があります。
- また、自殺事案の場合には、自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解をとること。遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなれたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えではない）。）。
- 学校の設置者及び学校において、対象児童生徒から直接事情を聞く等のやり取りができない場合もある。その場合であっても、対象児童生徒が納得した上で調査を行うことが必要であり、保護者を通じて家庭において確認するよう依頼する。対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れないのである場合は、適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者とスケールカウンセラー・シャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応が考えられる。

#### (3) 対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合

- 第3章第4節のとおり、対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければならない。
- 重大事態調査は、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うこととも可能であり、学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行う。
- このため、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要がある。
- 調査によって、児童生徒が新たに負担感や不安感を感じたり、調査による二次被害が発生したりすることは避けなければならないが、聞き取り方等の工夫を行い、可能な範囲で情報収集する。

#### 第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等

- 関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行ったためには、関係児童生徒や保護者等の協力が重要となる。
- 基本的に、第2節の対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれども聞き取り、必要に応じて調整することも考えられる。
- 特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるので、関係児童生徒・保護者に対する説明等の実施前にそのことを説明することが必要である。
- また、関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合には、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明し、調査への協力が得られるよう取り組むことが重要である。また、いじめには当ならないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくこと）等について説明することが考えられる。
- また、第三者委員会形式の調査の場合は、事案が発生した学校に調査中の情報が入ってこない場合がある。調査主体において、事前に聞き取りを行う当該学校の教職員に対しては調査の目的等の説明を行う必要がある。

## 第8章 重大事態調査の進め方

- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

＜第8章のポイント＞	
● アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要。	
● 第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。	
● 基本方針の開示する規定	
○ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）	
4 重大事態への対処	
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
1) 重大事態の発生と調査	
⑤ 事実関係を明確にするための調査	
⑥ その他留意事項	

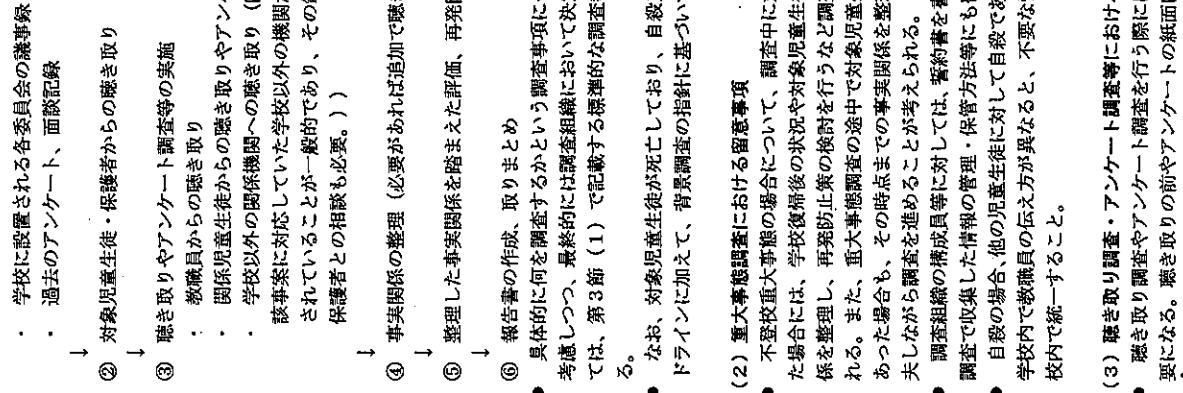
### 第1節 調査の進め方にについての事前検討

- 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図ることが考えられる。  
例えば、以下の事項について検討し、予め共通認識をもつことが望ましい。
  - ・ 調査の目的・趣旨
  - ・ 調査すべき事象の特定、調査事項の確認
  - ・ 調査方法やスケジュール

- 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
  - ・ 調査結果の公表の有無、在り方
  - ・ 調査対象となる事象について十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができるここととされたり、第7章第2節のとおり、予め対象児童生徒・保護者に確認することが重要である。
  - ・ 各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告する。

### 第2節 調査の実施

- (1) 調査全体の流れ
  - 調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定するが、例えば、以下のような流れが想定される。
    - ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）
    - ・ 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かかる資料
    - ・ 学校はじめ防止基本方針
    - ・ 年間の指導計画



- ・ 聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うこと
  - ・ 重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講じることが目的であること
  - ・ 聽き取り内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有すること
  - ・ 法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うこと
  - ・ 調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報を秘密処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することなどを説明することが必要である。
  - ・ 一方で、聞き取りの時期にかかわらず、聞き取りの内容や方法等によっては児童生徒が実際に思っていないようなことを話すなど、記憶が影響を受けたり、又は一度話した事実と異なる内容をその後も真実として話したりするおそれがあることから、警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聞き取りを行う場合には、事前に警察と調整を図ることが望ましい。
  - ・ また、聞き取り調査においては、正確な記録を残すため録音機器等を活用することが考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聞き取り内容を活用しないことを説明する。
  - ・ 聽き取り相手に対して話をすることから、児童生徒等についても記録を残しておくことが必要である。
  - ・ 事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残しておくことが必要である。
- (4) 聽き取り調査の方法及び留意事項
- ・ 聽き取りの体制については、複数人で聞き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
  - ・ 公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聞き取りを担う又は参加することなどが望ましい。
  - ・ 聽き取り場所や聞き取りの時間帯についても児童生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
  - ・ 児童生徒への聞き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その児童生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
  - ・ 聽き取り調査を行う際、会員として1時間以内で終わるようにして、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
  - ・ 聽き取り調査において対象児童生徒が話したがらないことがあるが、無理に聞き取りを行うことにはこだわらないこと。そのため対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聽取を通じた情報収集によるなど、柔軟な対応をとることがある。
  - ・ 学校の教職員等への聞き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避けが必要があり、特に、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聞き取り方法を工夫する必要になる。
  - ・ 聽き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてももらうことが重要であり、聞き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく複数回答可）という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

- く回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。ただし、必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もある。
- ・ 子供は「披露性」が高く、なわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか興味をおぼれることがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるので、聞き取りの段階で立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聞き取りのみ先んじて行うことも考えられる。
  - ・ なお、児童生徒からの聞き取りについては、「生徒指導要綱（改訂版）」第6章6.3.2「児童生徒からの聞き取り」の少年非行の聽取の方法に係る記載が参考になる。
  - ・ 聽き取りの対象となる児童生徒等から誰にも言わないであれば聞き取り等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいかなどの確認を行いながら聞き取りを行う。

#### (5) 児童生徒を対象としたアンケート調査等を行う場合の留意事項

- ・ 調査対象者を広げてアンケート調査等を行う場合には、学校において実施することとなるが、予め調査組織において実施方法や範囲、アンケート項目等を検討する。その際、対象児童生徒・保護者の意向も確認する。
  - ・ 学校では周囲の目が気になるなどの意見があれば、例えば、アンケート様式を自宅に持ち帰り、自宅で記入の上、提出してもらうなどの方法も考えられる。
  - ・ 調査においては、うわさや憶測、悪意のある記述等が含まれる危険性もあることから、本来は、無記名方式ではなく、記名方式とすることが望ましい。無記名方式の場合は、その後の聞き取り調査等で事実関係を正確に把握しようとする際、確認ができないことがあります。
  - ・ アンケート調査等の対象となる児童生徒から誰にも言わないであればアンケート調査等に応じるとの要望がある場合には、どこまでであれば対象児童生徒・保護者に伝えてよいいかなどの確認を行なながらアンケート調査等を行う。
- (6) 調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告
- ・ 重大事態調査は、時として1年以上の調査期間を要する場合もある。この間、対象児童生徒・保護者は調査の進歩状況に高い関心をもつており、こうした要望に応えることは調査主体の重要な役割であり、適切に経過報告を行うことが求められる。丁寧に連絡を取り合うことによつて調査が滞りないといいう安心感を与えることができ、対象児童生徒・保護者への不安感、不信感の軽減につながる。
  - ・ 調査中は、事実関係や再発防止策等が変化するものもあり、調査実施中に説明できる範囲は限られるが、調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明することができる。
  - ・ 調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。
  - ・ また、聞き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認をとることも考えられる。

- 第三者委員会で調査を行っている場合は、経過報告を第三者委員会の調査委員が説明する。調査に係る意見や要望を調査委員に伝える機会となり、公平性・中立性が確保できない可能性があるだけではなく、適切な検証に影響を与える可能性が出てくる。よって、基本的には、調査主体の者が説明を行うことが考えられる。
- 経過報告の中で要望等がある場合には、調査主体が橋渡し役となり、調査組織の構成員に伝達することが考えられる。関係者との摩擦が生じている場合は、別途適切な者を交換することが必要である。

### 第3節 調査報告書の作成

(1) 重大事態調査における調査報告書の作成

- 重大事態調査の調査報告書に盛り込まれ標準的な項目や記載内容の例については以下とおり。
- 報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事態が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。
- また、公表することも念頭におきつつ、例えば、報告書作成に当たっては、「プライバシーや人権に配慮し、児童生徒の氏名を「生徒A、生徒B」として記載することなどが考えられる。

#### 【共通事項】

標準的な項目	記載内容の例
<b>1 重大事態調査の位置付け</b>	
	・重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
<b>2 調査の目的、調査組織の構成</b>	
(1) 調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。
(2) 調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
(3) 調査組織の構成	・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
<b>3 当該事案の概要</b>	
(1) 基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、(氏名)、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
(2) 当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
<b>4 調査の内容</b>	
(1) 調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聞き取り、資料分析、現場観察等）をとったかについてまとめる。
(2) 調査内容	・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。

#### 【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

- 対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、
  - ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
  - ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策
 を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・聞き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。</li> </ul>
<b>5 当該事案の事実経過</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童生徒の訴え</li> <li>・聞き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。</li> <li>・対象児童生徒から聽き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となつたことについてまとめる。</li> </ul>
(1)	対象児童生徒からの訴え	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係児童生徒の聞き取り内容をまとめる。</li> <li>・関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。</li> </ul>
(2)	関係児童生徒からの聴取内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿つてまとめる。</li> <li>・事実経過をまとめたての留意事項は、「(2) 事業関係の確認・整理」を参照。</li> </ul>
<b>6 当該事案の事実経過から認定しうる事実</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。</li> </ul>
<b>7 学校及び学校の設置者の対応</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他の関連法令、本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。</li> <li>・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他の関連法令、本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。</li> <li>・学校及び学校の設置者</li> </ul>
(1)	学校の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他の関連法令、本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。</li> </ul>
(2)	学校の設置者の対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他の関連法令、本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。</li> </ul>
(3)	学校及び学校の設置者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。</li> </ul>
<b>8 当該事案への対処及び再発防止策の提言</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事案への対処に当該事案のいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。</li> <li>・対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめ。</li> <li>・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。</li> </ul>
<b>9 参考資料</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）</li> <li>② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策</li> </ul>           を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。         </li> </ul>

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

- 対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの経緯に向けた具体的な支援策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

(2) 事実関係の確認・整理

- いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係などのような問題があつたか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があつたかなどについて可能な限り綿密的に明らかにする。
- また、児童生徒を取り巻く環境を可能な限り綿密的に把握することは事案への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景（先達的な特徴、性格的特性や疾患等）及び家庭での状況（家庭環境、直近の家庭での出来事等）なども併せて調査することが望ましい。
- 調査で把握した情報を「事実関係が確認できるもの」と「確認できなかつたもの」に分けるなどして時系列に整理してまとめることが考えられる。
- 聴き取り等の内容や収集した資料等について正確性や信頼性の観点から吟味し、評価していく。この際、調査組織は、中立的な観点から検討することが必要である。
- ただし、調査に当たっては事実関係がはつきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになつた範囲での事実関係等を記し、それ以上のこととは本調査では分からなかつたことを明記することも考えられる。事実関係が確定していないものについては断定的な表現を避けることが必要である。
- 事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。
- 重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であつても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。なお、「いじめが主たる原因ではないことをもつて、因果関係は認められない」とするのではなく、重大な被害等といじめとの関係性について何らかの影響があつた旨を詳細に記載することが考えられる。
- 事実関係を把握し、対象児童生徒への対応・支援の方策、（いじめが認められた場合の）加害児童生徒への指導及び支援の方策について検討し、取りまとめる。

(4) 学校及び学校の設置者の対応の検証・再発防止策の提言

- 上記事実関係の整理を踏まえて、当該事案に対する学校及び学校の設置者の対応や当該事案の背景として考えられる学校等の組織的問題点について検証し、課題を整理する。
- この際、本調査の目的は、民事・刑事・行政上その他の争訟等への対応を直接の目的としたものではなく、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることにあることに留意する。
- 法、国・地方の基本方針、本ガイドライン及び学校内の体制が機能していたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処マニュアルはどのように内容で、適切に運用され機能していたかなどを検証する。
- 特に、再発防止の観点からは、法第28条で定められている「当該重大事態及び事案の発生の防止」を実効的なものにするため、日頃のいじめ防止等対策及び事案の発生後の対応について真摯に分析・整理することが重要である。

## 第9章 調査結果の説明・公表

### 《第9章のポイント》

- 調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシー人権に配慮しつつ行う。
- 調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことでも法で求められている。  
① 調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に判断して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- 法基本方針の開示する規定（平成25年法律第71号）
  - いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）  
第28条、第29条、第30条、第31条、第32条
  - いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- 4 重大事態への対処  
(1) 学校の設置者又は学校による調査
  - i) 調査結果の提供及び報告
- ii) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ② 調査結果の報告

### 《第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明》

- (1) 対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明  
法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しております。児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行なうことが、学校の設置者又は学校に求められている。
- 調査結果の説明方法は、基本的にには、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。

### 《第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明》

- (1) 地方公共団体の長等への報告及び公表  
● 法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明する。この説明は、原則として、教育委員会等の学校の設置者が行う。
  - 対象児童生徒・保護者から自身に関する事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要がある。

### 《第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表》

- (1) 地方公共団体の長等への調査結果の報告  
● 学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対する調査結果について説明を行う。
  - その際、対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要がある。
- (2) 調査報告書の公表  
● 調査報告書を公表することについては、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、偽説や誤解を生まないようするために、社会全体でいじめ防止対策について考える契機ともなる。
  - 他方で、個人が特定されたり、本人が恥匿しておきたい情報が明らかになつたりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があつてはならない。
  - 公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとなるが、いたずらに個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。
  - 調査結果を公表する場合、調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

り、必要に応じて、各地方公共団体の個人情報保護・情報公開担当部署や法律の専門家等の意見を踏まえて検討を行うことが考えられる。

- (2) 対象児童生徒・保護者による地方公共団体の長等への調査結果に対する所見書の提出  
● 調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明する。その際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしい旨安等を示すことが望ましい。

### （3）追加調査について

- 調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査事項に沿って、いじめを行った児童生徒や調査中に新たに調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、追加で調査を行うことが望ましい。

### 《第4節 対象児童生徒への説明》

- (1) 対象児童生徒への説明  
法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しております。児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行なうことが、学校の設置者又は学校に求められている。
- 調査結果の説明方法は、基本的にには、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護法を盾に説明を怠るようなことがあつてはならない。
- 対象児童生徒・保護者への説明に当たっては、必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他個人情報の適切な管理との関係については、第10章第2節に記載のとおりである。

- 調査機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれる。学校の設置者及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、懲罰を生み、学校に対する不信を生む可能性がある。
- 調査報告書の内容について、他の関係児童生徒・保護者等に対しても説明を行うことが考え方である。
- 調査報告書の公表に当たって個人情報保護法との関係から留意すべき事項については、第10章第3節に記載する。

## 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

### 《第10章のポイント》

- 改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第28条第2項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

### 《個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の関係する規定》

第2条、第16条、第17条、第18条、第27条、第60条、第61条、第69条、第70条

### 第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応

- 令和5年4月より、改正個人情報保護法が施行され、これまで別々の法令に基づいて各学校の設置者が取り扱っていた個人情報の取扱いは、個人情報保護法に一元化された。
- 重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、調査主体及び調査組織において、個人情報保護法の規定に基づいて対応することが求められる。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・廃棄等も適切に行う必要がある。
- なお、個人情報保護法では、地方公共団体等と国立大学法人及び学校法人等では適用される規定が異なり、地方公共団体等は個人情報保護法の第5章が適用される「行政機関等」に位置付けられ、国立大学法人及び学校法人等は第4章が適用される「個人情報取扱事業者」に位置付けられていることにより個人情報委員会よりガイドラインが示されており、各学校の設置者及び学校においては一連の重大事態調査の対応を行うに当たっては、下記ガイドラインを参考として対応する。  
＜個人情報保護委員会ホームページ 法令・ガイドライン等＞  
<https://www.dpc.go.jp/personalinfo/legal/>

### 第2節 調査報告書の提示・提出について

- 「行政機関等」である地方公共団体等の場合、個人情報保護法第69条第1項では、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のための保有個人情報の利用又は提供について制限している。
- また、「個人情報取扱事業者」である国立大学法人、学校法人等の場合、個人情報保護法第18条第1項において、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされ、また、第27条第1項において、個人データを第三者に提供するに当たり、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならないとされている。
- 法第28条第2項は、「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報をいじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」よう求めており、同項に基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行う必要がある。
- その際、地方公共団体等の場合は、プライバシー保護の観点から、調査の対象となる児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明において、調査結果の調査報告書への記載や対象児童生徒・保護者への説明について同意を得ておくことが望ましい。

- 国立大学法人及び学校法人等の場合は、まず個人情報の利用目的をできる限り特定する必要があり、原則として、関係児童生徒・保護者や学校関係者の同意なしに、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項）。さらに、調査の対象となる関係児童生徒・保護者や学校関係者に対しては、調査を始める前の事前説明等の場において、利用目的を通知又は公表し、かつ、当該関係児童生徒・保護者や学校関係者の個人情報が個人データに該当する場合には、対象児童生徒・保護者への調査結果の提供、説明についての同意を得ておくことが必要である（個人情報保護法第21条第1項、第27条第1項）。

### 第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

- 第9章第3節（2）で示すとおり調査報告書については、特段の支障がない限りは公表することが望ましいが、公表に当たっては、個人情報保護法その他関係法令に基づいて対応することが必要である。
- 公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行るべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行う。
- ただし、調査報告書における学技等の対応についての指摘や課題に係る記述まで公表しないことになると隔離ではないかと外部からの不信を招く可能性があり、いたずらに個人情報保護やプライバシーを盾にすることはあってはならない。
- 公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認をとることが必要である。
- 公表の方法については、調査報告書の公表版を作成したり、公表を行わないこととした部分をマスキングしたりするなど加工した調査報告書をホームページ等に公開期限を設けて公表することなどが考えられる。
- なお、学校の設置者は、学校の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。
- 公表に当たっては、個人情報保護法の提供に関する法律だけでなく、地方公共団体における情報公開条例等学校の設置者が保有する文書の開示について別途ルールを設けている場合には、当該条例等に基づいて対応することも必要になる。

## 第1章 調査結果を踏まえた対応

### 《第1章のポイント》

- 調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対して必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- 防犯防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

### 第1節 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

- 重大事態の対応は、調査を行って終了ではない。調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受ける場合には、心のケアや安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行っていく必要がある。また、対象児童生徒に学年期の兄弟姉妹がいる場合には、必要に応じ、当該兄弟姉妹の意見を尊重しながら、学校生活を送るまでのケアを行う必要がある。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を行う。市区町村教育委員会においては、対象児童生徒・保護者が、希望する場合には、前学校の指定の変更、区域外就学等の彈力的な対応を検討することも必要である。
- 事業によつては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合がある。進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、学校間で適切に引き続きを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要である。
- その際、指導要領や「児童生徒理解・支援シート」等を活用して、情報共有を図ることが考えられる。
- 学校の設置者は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わることが求められる。
- いじめを行った児童生徒に対しては、必要に応じて、法に基づくいじめの定義等を説明し、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行う。その際、当該児童生徒の保護者とも協力しながら対応することが必要である。
- いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒が様々な背景を有している場合もあり、特別な配慮を必要とする場合には、当該児童生徒や保護者に対し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、児童生徒等の健全育成を図るためにカウンセリングや注意・説教等が期待できる少年サポートセンター、警察署等の警察機関との連携を行うことも考えられる。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第22条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた場合等に備えて、法第22条第6項に規定するところによる。

- じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。
- 令和5年2月7日付け「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」を踏まえ、警察に相談・通報すべきじめの事例等を参考としつつ、「学校・警察連絡員」が速やかに相談し、警察と連携して対応することが必要である。
- 重大事態調査後も引き続いだ犯罪に発展するおそれがある場合には、積極的に警察に相談には相談する必要がある。
- 学校においては、いじめを行った児童生徒に対して個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、事業の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討する。市区町村教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討する。

## 第2節 調査報告書で提言された再発防止策の実施

- 調査報告書において指摘された再発防止策は具現化されないと意味がない。当該学校や学校の設置者においては、調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早発発見・早期対応及び組織的対応の徹底などこれまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組まなければならぬ。
- 人事異動等や時間の経過とともに再発防止策等が軽んじられることが求められる。
- 教育委員会等方式で調査を行った場合には、教育委員会の指導主事と調査に携わった専門家が連携して、当該重大事態が発生した学校において調査報告書の内容を説明し、対応の改善について協議する等の取組を行なうことが考えられる。また、第三者委員会が調査を行なった場合は、調査委員会の委員長等から同様に調査報告書の内容を説明し、学校の対応の改善すべき点について指摘し、対応の改善について協議する等の取組を行うことが考えられる。
- 調査報告書で提言された再発防止策については、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが求められる。
- 学校の設置者においては、重大事態が発生した学校での再発防止に限らず、その他の学校においても、当該事案を題材として事例研究を行なう研修会を開催するなどの取組により、他の学校での同様の事態の発生防止につなげる取組が考えられる。

## 第3節 調査後に学校の設置者において検討を要する事項

- 調査後、学校の設置者は、学校の設置者及び学校における当該事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、改めて学校の設置者として、教職員への陳き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば教職員への懲戒処分等を行う必要がある。
- 教育委員会においては、懲戒処分基準において予め処分に該当する事由を明示しておくことが望ましい。
- また国公立大学法人や学校法人等においても、設置者としての責任を果たすべく、対応について検討する必要がある。

## 第12章 地方公共団体の長等による再調査

### 《第12章のポイント》

- 学校の設置者は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合には、例えば、次のようなものが考えられる。
  - ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
  - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
  - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

### 《法・基本方針の関連する規定》

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- 第29条、第30条、第31条、第32条
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- 4 重大事態への対処
- (2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

### 第1節 再調査の概要

- (1) 再調査の趣旨
  - 地方公共団体の長等による再調査は、学校の設置者等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長等が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができるものである。
  - 地方公共団体の長等においては、制度上、再調査制度が設けられていることを踏まえ、予め再調査を担当する部署を決めておくなど体制構築を図っておく必要がある。
- (2) 再調査を行う必要があると考えられる場合
  - 再調査を行なうか否かについては、上記のとおり、調査報告を受けた地方公共団体の長等において、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要があると認めるとときに、再調査を行うこととなる。その上で、学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合には、例えば、次のようなものが考えられる。

### 【再調査を行う必要があると考えられる場合】

- ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
- ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体の長等が十分な調査が尽くされないと判断した場合
- ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していない対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

### 第2節 再調査の進め方

- 再調査は、重大事態調査の調査結果について調査を行うものであるから、再調査を行う調査組織において改めて改めて調査を行う項目、観点を整理する。
- 対象児童生徒・保護者が所見書を提出している場合には、その内容も踏まえる必要がある。
- 上記のとおり再調査すべき内容について整理を行った後は、本ガイドライン第6章から第8章までの内容に基づいて重大事態調査の調査組織とは異なる組織において調査を行うが、児童生徒から何度も聞き取り等を行うことは、心理的負担を伴うものであるから、新たに聞き取りやアンケート調査を行う場合には必要最小限の施設によるように配慮することが必要である。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

### 第3節 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行う。その際は、本ガイドライン第9章を参考として行う。
- また、調査報告書における再発防止策と併せて再調査報告書を踏まえて本ガイドライン第11章のとおり、法に基づき、地方公共団体・学校の設置者及び学校は、当該事案への対処や再発防止の取組を行う必要がある。なお、国立学校は法第30条5項、私立学校は法第31条3項、学校設置者が設置する学校は法第32条3項に基づき対応する必要がある。
- なお、公立学校について再調査を実施した場合、法第30条第3項に基づき、地方公共団体の長は、その結果を議会に報告しなければならない。
- 議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、各地方公共団体において適切に判断する。
- 各学校の設置者は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。

### 【別添資料1】

- いじめ（いじめの様いを含む。）により、以下の状態になつたとして、これまで各教育委員会等で重大事態と扱つた事例
- ⑤ 下記は例示であり、ここに掲載されていないものやこれらを下回る程度の被害であるものの、診断書や警察への被害届の提出がない場合であつても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

#### ① 児童生徒が自殺を企図した場合

- 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

#### ② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされ脳震盪となつた。
- 噛まれて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかつた。※
- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

#### ③ 金品等に重大な被害を被つた場合

- 極数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

#### ④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 疾病が継続（重大事態の目安である30日には達していない）当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

※の事例については、通常このようないじめの行為があれば、児童生徒が心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめの重大事態として捉えた。

## 【別添資料2】

## いじめ重大事態に係る申立様式

下記のとおり、いじめにより重大な被害が生じた疑いがあることを申し立てます。

## 1 申立日

令和 年 月 日

## 2 いじめを受けた児童生徒に関する情報

学 校 名	年	学 年	年
児童生徒氏名	保護者氏名		

## 3 いじめ重大事態の概要・経緯

## (1) いじめ重大事態の種類(該当するもの全てにチェックしてください。)

## 1号重大事態

- 生命に重大な被害が生じた疑いがある
- 心身に重大な被害が生じた疑いがある
- 財産に重大な被害が生じた疑いがある

診断書の有無	有	無	(有の場合)	診断名
警察への被害届提出の有無	有	無	提出先	(警察署名)

## 2号重大事態

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある

## 欠席の状況

--

※欠席日数や時期等、分かる範囲で記入してください。

## 6 その他要望

--

## 【参考】

重大事態調査の目的	重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校や監視者が可能な限り事業関係を明らかにして当該事態と同種の事態の発生防止を図るものである。
※ なお、調査は、調査の協力のため行うものであり、事業関係を全て明らかにすることが無い場合もある。	

令和 年 月 日 申立者氏名

## 《参考》法・基本方針の関連する規定

### ◎ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

#### 第1章 総則

##### （定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人の関係にある他の児童等が行う物理的な又は心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### （学校の設置者の責務）

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

##### （学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### 第2章 いじめ防止基本方針等

##### （学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

##### （いじめ問題対策連絡協議会）

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を図るために、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を開くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を開いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に關係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うように対するたとくは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

#### 第3章 基本的施策

##### （いじめの早期発見のための措置）

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 國及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

### 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他之權利が保障されるよう配慮するものとする。

#### 第4章 いじめの防止等に関する措置

##### （学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（いじめに対する措置）

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行なうための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教師目によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行なった児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行なうものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めたときは、いじめを行なった児童等について受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行なわせる等の措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行なった児童等に対する指導又はその保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは所轄警察署と連携してこれに処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めるに努めなければならない。

##### （学校の設置者による措置）

第24条 学校の設置者は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### 第5章 重大事態への対処

##### （学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を開け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。  
一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている限りがあると認めるとき。
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係る児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
3 第一項の規定により当該学校が調査を行う場合には、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支授を行うものとする。
(公立の学校に係る対処)
第29条 國立大学法人(國立大学法人法(平成15年法律第112号) 第2条第1項に規定する國立大学法人をいう。以下この項において同じ。)が設置する國立大学に附屬して設置される学校は、前条第1項各号に掲げる場合には、当該國立大学法人の学長又は理事長を通じて、重大事態が発生した旨を、文部科学大臣に報告しなければならない。
2 前項の規定による報告を受けた文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、前条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 文部科学大臣は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査が当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、國立大学法人法(平成35年法律第103号) 第64条第1項に規定する法律の適切な行使その他の必要な措置を講ずるものとする。
第30条 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解してはならない。
5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

二 大事態が発生した旨を、当該調査に係る学校を所轄する都道府県知事(以下この条において単に「都道府県知事」という。)に報告しなければならない。
2 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
3 都道府県知事は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る学校法人又はその設置する学校が設置する学校が当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずることができるよう、私立学校法第六条に規定する第32条 学校設置会社(構造改革特別区城法(平成14年法律第189号) 第12条第2項に規定する学校法人が設置する学校に対して行使することができる権限を新たに与えるものと解釈してはならない。
4 前2項の規定は、都道府県知事に対し、学校法人が設置する学校は、第28条第1項に規定する第32条 学校設置会社(構造改革特別区城法(平成14年法律第189号) 第12条第2項に規定する学校法人が設置する学校は、第28条第1項に規定する重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設ける場合には、当該調査による調査の結果について調査を行うことができる。
5 認定地方公共団体の長は、前項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

⑤ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）

第2 いじめの対処等のための対策の内容に関する事項

4 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は学校による調査  
いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。  
i) 重大事態の発生と調査

- ① 重大事態の意味について
 

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行わるいじめにあることを意味する。従つて、法第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

  - 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神的の疾患を発症した場合

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。  
また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあつたときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考へたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない場合で重大事態ではないと断言できる可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

- ② 重大事態の報告
 

学校は、重大事態が発生した場合、国立学校は国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣へ、公立学校は当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を通じて同地方法人団体の長へ、私立学校は当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を通じて認定地方法人団体の長へ、事態発生について報告する。

- ③ 調査の趣旨及び調査主体について
 

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となつて行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合が考えられるが、從前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないことと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者にて調査を実施する。

<p>学校が調査主体となる場合であつても、法第28条第3項に基づき、学校の設置者は調査を実施する学校において必要な指導、また、人的指揮も含めた適切な支援を行わなければならない。</p> <p>なお、法第28条で、組織を設けて調査を行う主体としては「学校の設置者又は学校は」と規定されているが、このうち公立学校の「学校の設置者」とは、学校を設置・管理する教育委員会である。</p> <p>また、国立学校の設置者は国立大学法人であり、私立学校の設置者は学校法人である。</p> <p>なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が調査を行う場合には、法第28条第1項の調査に並行して、地方公共団体の長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査を兼ねる場合への心理性の負担を考慮し、重複した調査にならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる（例えは、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となつて行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。</p>	<p>④ 調査を行うための組織について</p> <p>学校の設置者又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設けることとされている。この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。</p> <p>重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から調査を行うための組織を設置しておくことが望ましい。公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、法第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが考えられる。なお、小規模の自治体など、設置が困難な地域を想定されることは隨まれば、都道府県教育委員会においては、これら地域を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておくことなどが望まれる。</p> <p>なお、この場合、調査を行うための組織の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たる等、当該調査の公平性・中立性確保の観点からの配慮に努めることが求められる。</p> <p>また、学校が調査の主体となる場合は、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることとも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、法第22条に基づき学校に必ず置かれることとされている学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によるこもも考えられる。</p>
<p>⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施</p> <p>「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。こ</p>	

<p>の際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。</p> <p>この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止をするものである。</p> <p>法第28条の調査を実りあるものには、学校の設置者・学校自身が、たゞ不都合なことがあつたとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。</p> <p>ア) いじめられた児童生徒から聞き取りが可能な場合</p> <p>いじめられた児童生徒や教職員に対する質問調査や聞き取り調査を行うとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聞き取り調査を行ふことが必要である。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。</p> <p>調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。</p> <p>いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聽取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。</p> <p>これらの調査を行ふに当たっては、別添2の「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たることが必要である。</p> <p>イ) いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合</p> <p>児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聽取し、迅速に当該保護者にその後の調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。</p> <p>(自殺の背景調査における留意事項)</p> <p>児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する觀点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、「亡くなつた児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うこと」が必要である。</p> <p>いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方にについては、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。</p> <p>○ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聽取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。</p> <p>○ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。</p>
--

<p>○ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者は、遺族に対して主張的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を推奨する。</p> <p>○ 詳しい調査を行うに当たって、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概要や方法、入手した資料の取り扱い、遺族と合意しておくことが必要である。</p> <p>○ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であつて、当該事件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、当該調査の公団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。</p> <p>○ 背景調査においては、自家が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。</p> <p>○ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。</p> <p>○ 学校が調査を行う場合には、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。</p> <p>○ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかつたと決つけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は遺算（後悔）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。</p>
--

ない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報は文部科学大臣に提供する責任  
学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実  
関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライベシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。  
質問調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒は、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

② 調査結果の報告

調査結果については、国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置

i) 再調査

上記②の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長、都道府県知事は、当該報告があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査「再調査」という。）を行うことができる。

法第30条第2項及び第31条第2項で規定する「附属機関を設けて調査を行う等の方法」とは、当該再調査を行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、「等」としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めるなどとも考えられる。

これらの附属機関については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールワーカー等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図り、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めることが求められる。

また、附属機関を置く場合、重大事態の発生の都度、条例により機関を設置することは、迅速性という観点から必ずしも十分なる点ができないからである。しかし法にいう重大事態に対応するための附属機関を設けておくことでも考えるべきである。

国立学校・私立学校について、法により、文部科学大臣・都道府県知事に新たな権限が付与されるものではないが、文部科学大臣・都道府県知事は、当該事案に係る資料の提供等を求め、資料の検査や分析を改めて行うこと等が考えられる。

なお、往前の経験や事案の特性から必要な場合は、地方公共団体の長等による調査を実施することも認定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、慎重した調査となるよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に協調分担を図ることが求められる（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校の設置者又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられる）。【再報】

再調査についても、学校の設置者又は学校等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

公立学校の場合、地方公共団体の長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとするところとされている。国立学校・私立学校等についても、本法により特別に新たな権限が与えられるものではないが、国立大学法人法において準用する独立行政法人通則法の規定や私立学校法の規定等に定める権限に基づき、必要な措置を講ずることとされている。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置などの体制の強化、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールワーカー、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策が考えられる。長・部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置が考えられる。

また、公立学校について再調査を行ったとき、地方公共団体の長はその結果を議会に報告しなければならないこととされている。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、各地方公共団体において適切に設定されることは当然であるが、個人のプライバシーに対する配慮を確保することが当然求められる。

◎ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

第1章 総則

（定義）

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。  
一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは音波的記録等）  
（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の方式において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるることとなるものを含む。）



<p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p>
<p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第69条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、行政機関の長等は、次の各号のいづれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供するごとにによって、本人又は第三者の権利利益を不适当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。</p> <p>二 行政機関等が法令の定める所事業又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。</p> <p>四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると、その他保有個人情報を提供するとき、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定によつて特別の理由があるとき。</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。</p> <p>4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとときは、保有個人情報の利用又は提供によるものと認めるとき。</p> <p>(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)</p> <p>第70条 行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第三号若しくは第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対して、その利用の目的若しくは方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその様式のいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p>

<p>規定する不開示情報（同条第1号に掲げる情報を除き、同条第2号ただだし書に規定する情報を含む。）又は地方公共団体の機関又は地方独立行政法人の保有する情報の公開請求を請求する住民等の権利について定める地方公共団体の条例により同条第1項に規定する個人情報公開法第3条に規定する行政機関の長、独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に対する請求（行政機関情報公開法第3条、独立行政法人等情報公開法第3条又は情報公開条例の規定による開示の請求をいう。）があつたとしたならば、これらの者が次のいずれかを行ふこととなるものであることを。</p> <p>イ 当該行政文書等に記載されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。</p> <p>ロ 行政機関情報公開法第13条第1項若しくは第2項、独立行政法人等情報公開法第14条第1項若しくは第2項又は情報公開条例（行政機関情報公開法第13条第1項又は第2項の規定に相当する規定を設けているものに限る。）の規定により意見書の提出の機会を与えること。</p> <p>ミ 行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、第116条第1項の基準に従い、当該個人情報を構成する保有個人情報を加工して匿名加工情報を作成することができるものであること。</p> <p>ナ この章において「行政機関等匿名加工情報ファイル」とは、行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 特定の行政機関等匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、特定の行政機関等匿名加工情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したものとして行政令で定めるもの</p> <p>5 この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地政の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な影響、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>6 第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い</p> <p>(個人情報の保有の制限等)</p> <p>第61条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第66条第2項第三号及び第四号、第69条第2項第二号及び第三号並びに第4節において同じ。）の定める所業務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有するとの合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>(利用目的の明示)</p> <p>第62条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p>
--

# いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

## 【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

### ●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につなげられる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合には、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	<input type="checkbox"/>
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
<b>職能団体等との連携について</b>	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	<input type="checkbox"/>
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	<input type="checkbox"/>
<b>【公立学校の場合】</b>	
職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
<b>【国公立大学附属学校及び私立学校の場合】</b>	
単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じた委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係性を構築している。	<input type="checkbox"/>

## 【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

### ●重大事態の発生報告（p 16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
<b>【公立学校】重大事態の発生報告</b>			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。	□		
・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		△	
報告内容	学校名		
	対象児童生徒の氏名、学年等		
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること		
	その他（）	□	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。	□		
※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。	□		
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	□		
<b>【公立学校以外】重大事態の発生報告</b>			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。	□		
・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学大臣		△	
・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を設置する地方公共団体の長			
・私立学校は、当該学校の設置者を経由して当該学校を所轄する都道府県知事			
・学校設置会社が設置する学校は、当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して認定地方公共団体の長			
報告内容	学校名	□	
	対象児童生徒の氏名、学年等	□	
	報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係	□	
	その他（）	□	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。	□		
文部科学省に対して重大事態の発生報告を行った。	□		

### ●重大事態発生時の初動対応

#### ◆資料の収集・保存（p 18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。			
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	□	△
	教育相談の記録	□	
	これまでのいじめの通報や面談の記録	□	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	□	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	□	
	その他（）	□	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。	□		
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続きを経るための準備ができている。	□		

#### ◆報道等への対応（p 19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。			
	□		

## 【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

### ●事前説明等を行うに当たっての準備

#### ◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。	<input type="checkbox"/>	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。	<input type="checkbox"/>	
説明時の録音の有無を確認した。	<input type="checkbox"/>	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。	<input type="checkbox"/>	

### ●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

#### ◆対象児童生徒・保護者への説明事項

説明日：

#### 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント	チェック
<b>①重大事態の別・根拠</b>	
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（以下2号重大事態）。	<input type="checkbox"/>
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態として認めた時期について説明した。	<input type="checkbox"/>
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>②調査の目的</b>	
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>③調査組織の構成に関する意向の確認</b>	
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。	<input type="checkbox"/>
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>④調査事項の確認</b>	
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。	<input type="checkbox"/>
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査	<input type="checkbox"/>

することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	<input type="checkbox"/>
<b>⑤調査方法や調査対象者についての確認</b>	
調査方法について要望があるか確認した。	<input type="checkbox"/>
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点での確認した。	<input type="checkbox"/>
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介</b>	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>※その他</b>	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	<input type="checkbox"/>

◆対象児童生徒・保護者への説明事項		説明日 :
【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】(p27~29参照)		
チェックポイント		チェック
<b>①調査の根拠、目的</b>		
調査の根拠、目的について説明した。		<input type="checkbox"/>
<b>②調査組織の構成</b>		
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。		<input type="checkbox"/>
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。		<input type="checkbox"/>
<b>③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）</b>		
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。		<input type="checkbox"/>
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。		<input type="checkbox"/>
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。		<input type="checkbox"/>
<b>④調査事項・調査対象</b>		
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。		<input type="checkbox"/>
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。		<input type="checkbox"/>
調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。		<input type="checkbox"/>

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
<b>⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）</b>	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	<input type="checkbox"/>
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>⑥調査結果の提供</b>	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	<input type="checkbox"/>
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査の過程で収集した聞き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
公表について、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>⑦調査終了後の対応</b>	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	<input type="checkbox"/>
万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができることを説明した。	<input type="checkbox"/>

#### ◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント	チェック	日付
<b>重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合</b>		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	<input type="checkbox"/>	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	<input type="checkbox"/>	
<b>自殺事案の場合</b>		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。 ※遺族が自殺であると伝えることを了解されなかった場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、学校が“嘘をつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「転校した」などと伝えてはならない。）。	<input type="checkbox"/>	
<b>対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができる場合</b>		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	<input type="checkbox"/>	

**対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合**

適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができている教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。

<input type="checkbox"/>	
--------------------------	--

**◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合（p 30参照）**

チェックポイント	チェック	日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>	

**●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p 30参照）**

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	<input type="checkbox"/>
調査に関する意見を聴き取った。	<input type="checkbox"/>
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合</b>	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事案の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	<input type="checkbox"/>
<b>関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合</b>	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	<input type="checkbox"/>

## 【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

### ●調査の進め方についての事前検討（p31参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。		<input type="checkbox"/>	
確 認 ・ 検 討 事 項	調査の目的・趣旨	<input type="checkbox"/>	\
	調査すべき事案の特定、調査事項の確認	<input type="checkbox"/>	
	調査方法やスケジュール	<input type="checkbox"/>	
	調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	<input type="checkbox"/>	
	調査結果の公表の有無、在り方	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
	文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	<input type="checkbox"/>	

### ●調査の実施

#### ◆調査全体の流れ（p31～32参照）

チェックポイント		チェック	日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。		<input type="checkbox"/>	
確認 した 事 項	学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	<input type="checkbox"/>	\
	当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ防止基本方針	<input type="checkbox"/>	
	年間の指導計画	<input type="checkbox"/>	
	学校に設置される各委員会の議事録	<input type="checkbox"/>	
	過去のアンケート、面談記録	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。		<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。		<input type="checkbox"/>	\
実 施 し た 事 項	教職員からの聴き取り	<input type="checkbox"/>	\
	関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	<input type="checkbox"/>	
	学校以外の関係機関への聴き取り	<input type="checkbox"/>	
	その他（ ）	<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
		<input type="checkbox"/>	
	事実関係を整理した。	<input type="checkbox"/>	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。		<input type="checkbox"/>	
報告書の作成、取りまとめをした。		<input type="checkbox"/>	

説明日 :

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

チェックポイント	チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。	<input type="checkbox"/>
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。	<input type="checkbox"/>
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。	<input type="checkbox"/>

説明日 :

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

チェックポイント	チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。	<input type="checkbox"/>
調査中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。	<input type="checkbox"/>
聴き取った内容を調査報告書にまとめる際に、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。	<input type="checkbox"/>

## 【チェックリスト⑤】調査結果の説明・公表

### ●対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。	<input type="checkbox"/>
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。	<input type="checkbox"/>
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。 ※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。	<input type="checkbox"/>
必要に応じて、個人情報保護法第70条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。	<input type="checkbox"/>
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。	<input type="checkbox"/>
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしい旨を示した。	<input type="checkbox"/>

### ●いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

チェックポイント	チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に對しても調査報告書の内容について説明した。	<input type="checkbox"/>
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。	<input type="checkbox"/>
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。	<input type="checkbox"/>

### ●地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	<input type="checkbox"/>	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	<input type="checkbox"/>	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	<input type="checkbox"/>	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理の上公表を行った。	<input type="checkbox"/>	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	<input type="checkbox"/>	

## 富山県いじめ防止対策推進委員会いじめ重大事態調査の指針

富山県いじめ防止対策推進委員会

### 1 いじめの重大事態とは

重大事態・・・以下の1もしくは2に該当するものをいう。

1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害\*が生じた疑いがあると認めるとき

※ 例えば、

○ 児童生徒が自殺を企図した ○ 身体に重大な傷害を負った

○ 金品等に重大な被害を被った ○ 精神性の疾患を発症した

などである。(いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する)

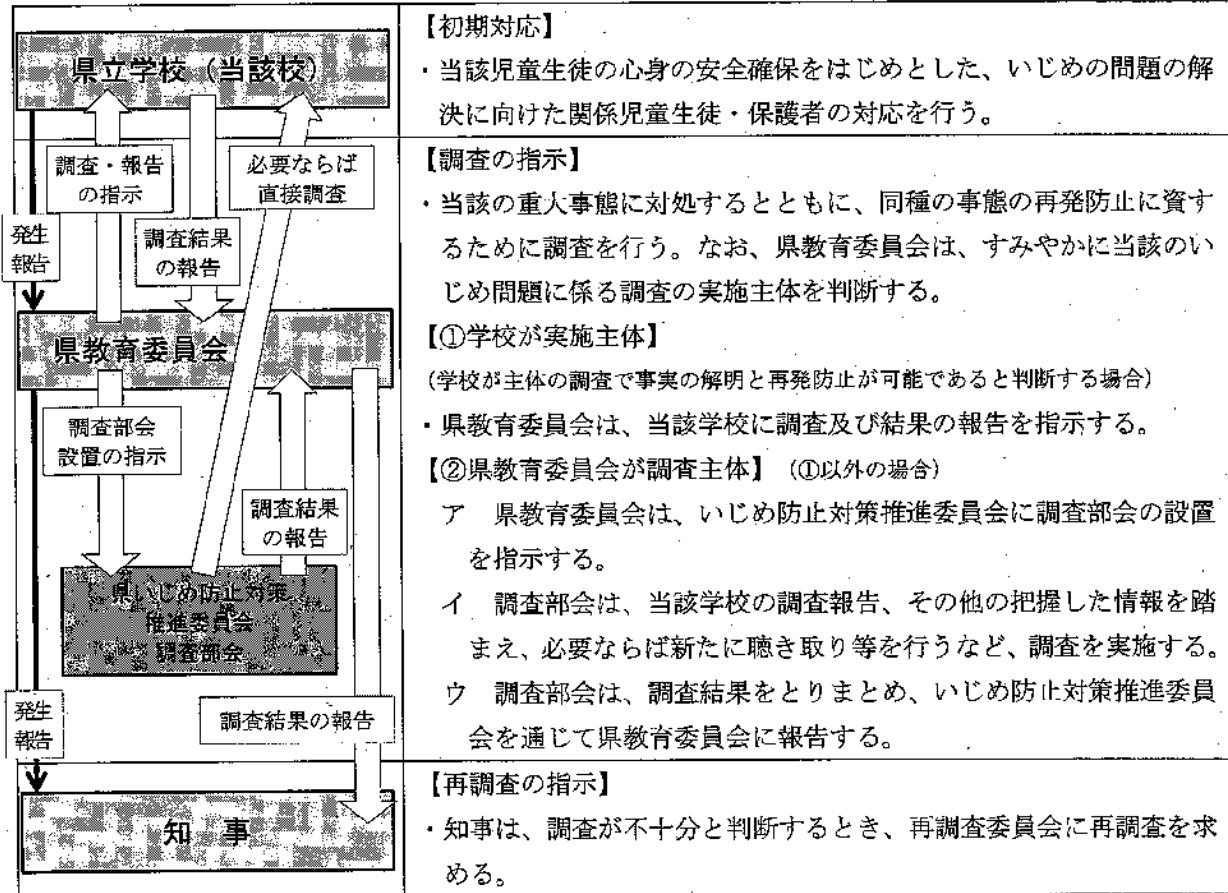
2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する\*ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 年間30日を自安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という自安によらない。

(「30日」は、不登校の定義を踏まえたもの)

**注意** 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと判断する。

### 2 県立学校でいじめの重大事態が発生した場合の対応手順（調査の実施に係るもの）



### 3 調査部会の構成

- 調査部会は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから、原則、5名以内で構成する。
- 構成員の氏名等は原則公表する。
- 調査部会の構成員には守秘義務がある。

### 4 調査部会の活動の手順

活動内容	具体例	主な留意事項
1. 調査計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査から報告までの計画と担当者を決定する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①学校が把握した情報の確認</li> <li>②学校が把握した情報の分析</li> <li>③追加調査(アンケートや聞き取り調査)の実施</li> <li>④追加調査の分析</li> <li>⑤調査のとりまとめ</li> <li>⑥再発防止策の検討</li> <li>⑦報告書の作成</li> <li>⑧報告</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査計画を当該校、被害児童生徒及びその保護者に示し了承を得ることが必要である。</li> <li>○聞き取り調査と事実関係の整理には膨大な時間と人員が必要な事案もある。</li> <li>○調査期間が長期に及ぶ場合は中間報告が必要である。</li> <li>○事案が既に公表されている場合は、調査後の報道機関への説明、記者会見の有無等についても検討する。</li> </ul>
2. 学校が把握した情報の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校が実施した調査結果等を基に重大事態の概要を把握する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①被害児童生徒からの訴え等に係るもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの記載内容・面談の記録・生活ノート・メール 等</li> </ul> </li> <li>②友人等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの記載内容・メール</li> <li>・事案発生後のアンケート・聞き取りの記録 等</li> </ul> </li> <li>③被害児童生徒の保護者等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談（訴え）の記録・聞き取りの記録 等</li> </ul> </li> <li>④教職員等からの情報               <ul style="list-style-type: none"> <li>・担任、部活動顧問、養護教諭等からの聞き取りの記録・生徒指導日誌の記録・S C・S SW等の面談の記録 等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局より当該校に、関係書類の提出を指示する。</li> <li>○紙面だけの情報では不十分な場合は、当該校の教員の出席を求めることも想定する。</li> </ul>
3. 学校が把握した情報の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校が把握した情報を分析し、いじめの実態（有無）、学校の対応等について分析する。           <p style="text-align: center;">【明確にすべきいじめの事実関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①いつ（いつ頃から）</li> <li>②誰から行われたか</li> <li>③どのような様であったか</li> <li>④いじめを生んだ背景</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査の分析は、先入観を排除し、公平・中立な立場から、委員の専門的知識を活かし、多面的な視点からを行う。</li> <li>○調査は何があったのかを知るためにものであり、重大事態に至った責任を追及するため</li> </ul>

	<p>⑤児童生徒の人間関係の問題点 ⑥学校・教職員がどのように対応したか、等 ○追加調査の必要性の有無を判断する。</p>	のものではない。
4. 追加調査の実施	<p>○いじめの事実関係を明確にする上で、学校が把握した情報だけでは足りない情報を収集するために行う。 【主な調査方法】            • 被害児童生徒や保護者への聴き取り調査            • 児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査            • その他関係者又は専門家への必要に応じた聴き取り調査            • ネット上の情報収集            • 加害児童生徒への聴き取り調査</p>	<p>○児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、被害児童生徒及びその保護者の承諾を得る。            ○児童生徒への聴き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、調査結果の取扱等について保護者の理解を得る。            ○聴き取り調査に当たる者は、調査部会が決定する。            • 教職員、県教委事務局が代行する場合もあり得る。            • 聴き取り調査は、聴取・記録・心のケアへの配慮という各観点が必要であり、複数で望むことが望ましい。（臨床心理士等の専門家の支援）</p>
5. 追加調査の分析	○追加調査の結果を基に、学校が把握した情報だけでは明らかにならなかつたいじめの事実関係を明確にする。	
6. 調査のとりまとめ	<p>○情報を整理する。            • 様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」に区分し、それぞれについて「直接見聞きした情報」「重大事態発生前の伝聞情報」「重大事態発生後の伝聞情報」に区分し整理する。            • 整理した情報を、「事実関係が確認できたこと」「事実関係が確認できなかったこと」に区分して、時系列でまとめる。</p> <p>○調査で得られた情報を総合的に分析評価する。            • 「学校生活に関する要因」「個人的な要因」「家庭に関する要因」に区分し、重大事態への影響の程度をできる限り分析評価する。</p>	<p>○収集された情報の信憑性を確認する。            • 量的に十分であるか。            • 質的に十分であるか。            ○事実関係が確認できなかつたものがあれば、確認できなかつた情報として整理しておき、不都合な情報を秘匿するかのような対応はとらない。</p>
7・いじめ問題解決に向けた適切な対応の検討	○今回のいじめ問題の解決に向けた適切な対応について、幅広い外部専門家を活用し検討する。	○今回のいじめ問題で教訓となるべく、どのような対応が適切であったのかをまとめる。

8. 再発防止策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再発防止策を検討しまとめる。</li> </ul>	<p>○再発防止のために何が必要かという視点から、今後の改善策をまとめる。</p>
9. 報告書の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査結果を基に報告書を作成する。</li> </ul> <p>【報告書の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①はじめに</li> <li>②要約</li> <li>③調査組織と調査の経過</li> <li>④分析評価 調査により明らかになった事実 重大事態に至る過程 再発防止に向けて (特定のテーマ)</li> <li>⑤まとめ</li> <li>⑥おわりに</li> </ul>	<p>○報告書の内容は、個々の事案の特性に合わせて組み立てる。</p> <p>○分からぬことについては、その旨を率直に記載する。</p> <p>○報告書を公表する段階においては、関係者に配慮して公表内容を決める。</p>
10. 報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査部会で作成した報告書を推進委員会委員長へ提出する。</li> <li>○推進委員会より報告書を県教育委員会へ提出する。</li> <li>○被害児童生徒及びその保護者への報告は、推進委員会委員長又は調査部会長が行う。</li> <li>○報道対応は、推進委員会委員長又は調査部会長が行う。</li> </ul>	<p>○県教育委員会は、学校に調査結果を報告する。</p> <p>○県教育委員会、学校は調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。</p> <p>○報道対応の基本的な考え方        -児童生徒のプライバシーに十分配慮し、正確で一貫した対応を誠意をもって行う。        -報道対応の内容については、事前に被害児童生徒及びその保護者に丁寧に説明しておく。</p>

## 5 県教育委員会の調査後の対応

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○知事に結果を報告する。</li> <li>○再発防止のために必要な措置を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害児童生徒又はその保護者が希望する場合には、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。</li> <li>○人的支援体制の強化、外部専門家の派遣等重点的な支援に努める。</li> </ul>
(知事)	(再調査の必要性を判断する。)	(再調査：「富山県いじめ再調査委員会」)